

令和2年第4回砂川市議会定例会

令和2年12月8日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
- 延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

高 田 浩 子 君

多比良 和 伸 君

辻 勲 君

小 黒 弘 君

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君

副議長 増 山 裕 司 君

議員 中道博武君
佐々木政幸君
飯澤明彦君
北谷文夫君
辻 勲君

議員 多比良和伸君
高田浩子君
増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 和 泉 肇

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。
本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 議長 水島美喜子君 日程第1、議案第4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

- 予算審査特別委員長 増井浩一君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月7日に委員会を開催し、委員長に私増井、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号、第7号、第8号並びに第1号から第3号までの一般会計、特別会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号、第7号、第8号、第1号から第3号までを一括採決いたします。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きな1つ目として、新型コロナウイルス感染症の予防等対策について。全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な事態となり、新たな緊急事態宣言の可能性もあり、北海道では感染者が減りつつあるものの、札幌、旭川等ではまだ感染者も多く、クラスターも多発していて、空知管内も日々感染者が確認されています。北海道は、冬期に入り、換気の問題、インフルエンザの同時流行も懸念されています。ここ砂川市におきましても感染の確認がされており、市民の皆さんも感染の心配がさらに深まり、不安も大きくなっています。そこで、次の点について伺います。

（1）新型コロナウイルス感染症の現状と対策について。

（2）今後の感染者増加に対する取組とクラスター対策について。

そして、大きな2つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についてです。新型コロナウイルス感染症第3波、札幌では警戒ステージ4相当ということでGo To トラベル除外となり、北海道の観光も活気が出始めていたところでさらに大打撃を受けています。そして、砂川市での感染確認と空知全域での感染拡大で、市内の人も増えつつあった砂川市内、経済的問題も深刻になり、年末、新年に向かい、今後の心配を抱える方、商店、中小企業、観光、雇用問題と砂川市内のたくさんの方々が心配して

います。そこで、次の点について伺います。

(1) 今年度実施した経済対策の効果について。

(2) 今後の新たな経済対策の考えについて。

大きな3番目といたしまして、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてです。超高齢化社会を迎え、高齢難聴者が増加しています。ある調査によりますと、70歳代男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では36.5%、女性は28.8%が難聴者となっているとされています。原因は、動脈硬化による血流障害が原因とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こり、認知機能が低下し、認知症になる確率が高いとされています。また、厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも、高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を挙げ、対策を求めています。しかし、日本では高齢難聴者の補聴器所有者が非常に低いとされています。その理由の一つに補聴器の価格があります。補聴器は3万円から30万円以上のものもあり、平均で15万円と価格が高過ぎて購入できないとの声が多く寄せられています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、医療費の抑制にもつながりますので、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を政府に強く求めるとともに、砂川市として独自の助成制度をつくる考えについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1及び大きな3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の(1)新型コロナウイルス感染症の現状と対策についてであります。道内では本年2月下旬から感染拡大により第1波、4月には第2波に襲われ、6月に入り落ちつきを見せつつありましたが、10月下旬以降、当時道内で最多の新規感染者が発生するなど全道的に感染が広がり始めたことから、北海道においては10月28日に北海道の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が設定した感染状況に応じた5段階の警戒ステージをそれまでのステージ1からステージ2へ初めて移行したところでございます。

さらに、11月7日には集団感染が数多く発生するなど感染者が著しく増加したことから、ステージ3へ移行し、感染防止対策を講じておりましたが、11月17日からは札幌市における感染拡大及び入院患者の急速な増加など医療提供体制における逼迫の度合いが増したことから、全道の警戒ステージは3にとどめたまま、札幌市においてはより幅広く行動の自粛を要請するステージ4相当の強い措置を講じる必要があるとしたところでございます。また、11月28日からは、依然として多くの感染者が発生しているとともに、すすきのを中心とした飲食店で一定数の感染発生や集団感染が増加し、医療提供体制の逼迫度合いがさらに増していることなどを踏まえて、幅広い行動自粛の継続に加え

して、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場面や重症化リスクの高い方々に焦点を当てた措置を講じる必要があるなど、警戒ステージの移行等に合わせて集中対策期間を設定しており、現在は12月11日までを集中対策期間として、道民に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請を行い、感染拡大防止対策を実施しているところでございます。

空知管内におきましても、10月末以降連日新規感染者の報告があるなど徐々に感染の広がりを見せておりまして、感染拡大が続く札幌市に近いこともあり、感染状況を注視しておりますが、本市における感染症対策としましては、警戒ステージ移行等の際には新型コロナウイルス感染症対策本部の会議を開催し、道内での発生状況と警戒ステージの判断目安となる指標の現状、移行する判断の根拠、道民に対して集中対策期間中に感染拡大を抑え込むため取り組む協力要請など、道の本部会議の内容のほか、庁内の各所管の状況等について情報を共有し、市民や職員への周知などについて協議を行っているところであり、市民の皆様には市ホームページ、市公式ライン、地デジ広報等により、札幌市滞在時及び札幌市内を除く全道全体を対象とした感染リスクを回避するさらなる行動の徹底等について、道の本部会議における道民への協力要請の内容について周知するとともに、感染症の正しい情報、予防対策、体調が悪い場合の問合せ先である北海道の健康相談センターなどの周知啓発に努めているところであります。一方、職員に対しましては、職員が感染した場合に市民生活に大きな影響を及ぼすこともあることから、家族を含め、職場内、家庭内での感染予防対策のより一層の徹底と感染リスクを回避できない場合の札幌市への不要不急の往来を控えるよう周知するなど対応しているところであります。

続きまして、(2)今後の感染者増加に対する取組とクラスター対策についてであります。道内各地における新型コロナウイルスの新規感染者数は10月下旬以降急激に拡大し、クラスターの発生数も10月に比べ11月は大きく増加しており、警戒ステージが3まで移行している状況でございます。新型コロナウイルス感染症が発生した場合の感染者、濃厚接触者などへの対応につきましては、感染症対策の中核的機関と位置づけられております保健所により行われているところでございます。市としてのクラスターを含めた感染防止対策では、国及び北海道からの情報や通知などを保健所及び北海道の新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室などを通じて入手しているところであり、これらの感染症対策などにつきましては市ホームページ、市公式ライン、地デジ広報などにより、市民の皆様にそれぞれが感染リスクを下げるための感染予防対策に加えまして、体調が悪い場合の相談、連絡先、感染に伴う人権への配慮などについての周知啓発に努めているところでございます。また、市内の介護事業所等及び障害福祉サービス事業所等へは、道に指定権限等がある場合には道から直接、市に指定権限がある場合などには市を通じて新型コロナウイルス感染症対策などに係る指導や情報提供などの通知をしているところでございます。

続きまして、大きな3、加齢性難聴の補聴器購入助成についてご答弁申し上げます。加

齢以外に特別な原因がない加齢性難聴につきましては、耳の中にある音を感知したり増幅する細胞が加齢によってダメージを受け、劣化や減少することに加え、音が伝わる経路や脳のレベルでの言葉の聞き取り能力の低下などにより、音自体は聞き取ることができても何を話しているのか分からないという状況が起こる病気とされております。一般的には、まず高音域から聞こえにくくなる病気とされており、聴力が低下し始める時期やその程度には個人差がありますが、誰にでも起こり得るもので、難聴の中で最も多く、老人性難聴とも言われているところでございます。また、加齢以外に特別な原因がないことから、根本的な治療方法がない病気とも言われておりまして、日常生活での聞こえづらさを補うためには補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、その効果には個人差があるとされているところでございます。

難聴の程度は、音の大きさを目安にしまして軽度難聴、中等度難聴、高度難聴、重度難聴の4つのレベルに分類されており、一般的に聴力の数字を基にした補聴器を使い始める目安は、聴力検査における聴力レベルが中等度難聴の40デシベル以上の難聴とされております。これは、1メートル離れたところでの普通の会話が聞こえない状態で、60デシベル程度と言われる普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる状態などと言われているところでございます。難聴のうち、高度または重度で聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購入する場合は、国の助成制度として障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、基準額の範囲内において原則1割負担により購入することが可能であります。最も軽度な聴覚障害認定程度である6級の基準では両耳の聴力レベルが70デシベル以上または片方の聴力レベルが90デシベル以上でもう片方が50デシベル以上と定められており、この70デシベルとは40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ないものと示されているところでございます。また、身体障害者手帳に該当しない方でも、補聴器相談医から診療等のために補聴器が直接必要である旨を証明する書類の交付を受けて購入した場合は、一般的な水準の範囲内で購入費用が医療費控除の対象となるものでございます。

このように、補聴器の購入につきましては国による助成制度等が講じられているところでございますが、対象となる方は極めて限定されていることから、全国市長会におきましては、国に対する令和3年度の施策及び予算に関する提言の中で軽度、中等度難聴者及び難聴児の補聴器購入について補装具費の支給制度の中で対応する等、必要な措置を講じることについて障害者福祉施策として求めているところでございます。

また、市としての加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の助成制度の創設についてありますが、国の補装具費の支給制度の中で対応するなど制度化されることが望ましいと考えていることから、現時点では助成制度を創設する考えはございませんが、今後とも加齢性難聴を含め高齢者の生活実態やニーズの把握に努めるとともに、運動や音楽活動、知的活動など生活習慣の改善や文化活動の実践が認知機能を良好に保ち、会話聴取の向上に

つながるとも言われていることから、加齢性難聴に関する啓発や介護予防を通じた取組を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から大きな2、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）今年度実施した経済対策の効果についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る砂川市における経済対策は、国及び北海道において講じている経済対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本とし、時々市内経済状況や国、北海道の動向、人々が往来することのできる環境などを見極めながら、4月以降、緊急経営支援、経営支援、消費喚起支援、新生活様式定着支援と段階的に実施してきたところであります。

各支援策の令和2年12月3日現在の予算に対する進捗状況は、第1弾の緊急経営支援では、融資に係る保証料及び利子の全額を補給する新型コロナウイルス対策資金制度を創設し、17事業者に対し融資総額7,920万円の融資の実行、または申請を受け付けているところであります。第2弾の経営支援では、売上げが一定程度減少している事業者の事業活動を維持または継続するための事業継続支援給付金、休業支援金の損失支援と固定費の軽減を図る店舗等確保支援給付金、飲食業等雇用継続支援給付金などの5事業を実施し、予算総額1億376万4,000円に対し、執行率約48.7%、5,057万4,438円の給付を行っているところであります。第3弾の消費喚起支援では、激減した売上げを早期に回復させるための飲食業限定プレミアム商品券発行事業、プレミアム商品券発行事業補助金、売上げ回復広告宣伝支援補助金などの5事業を実施し、予算総額5,415万7,000円に対し、執行率約98.1%、5,314万2,770円の補助を行っているところであります。第4弾の新生活様式定着支援では、新型コロナウイルスとの共生に耐え得る環境整備に重点を置き、新北海道スタイル実践支援給付金、宿泊事業者感染予防対策費補助金、観光客受入れ環境整備費補助金などの4事業を実施し、予算総額4,340万9,000円に対し、執行率約76%、3,297万2,336円の給付または補助を行っているところであります。これら4つの段階的な支援策による事業予算総額2億1,375万5,000円に対し、執行額は1億4,860万6,204円、執行率は約69.5%となっているところであります。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の効果につきましては、第2弾の経営支援の実施と同時に6月に行った商工会議所との協働によるアンケート調査結果では、砂川市を含めた行政機関からの支援金などによる当面の経営状況への影響に関して回答のあった179事業所中、支援金の給付を受けた55事業所の約78.2%の43事業者から見通しが立った、一息つけたとの回答を得ており、また第3弾の消費喚起支援である飲食業限定プレミアム商品券発行事業、プレミアム商品券発行事業補助金、売上げ回復広告宣伝支援

補助金などにより事業者側における経済効果額を1億8,467万円と見込んでおり、加えて消費者である市民側における経済効果額については、飲食業限定プレミアム商品券発行事業で30%、プレミアム商品券発行事業で50%といったプレミアム率の付与により生活支援の一助となっていることから、事業実施による経済的効果は大きいものと考えているところであります。

続きまして、(2)今後の新たな経済対策の考え方についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染状況は7月から10月中旬までの夏場においては小康状態でありましたが、気温が下がり始めた10月下旬から多くの感染者が確認され始め、その傾向はこれまでの札幌圏を中心としたものではなく、地方都市においても集団感染が発生するなど、各地において多くの感染者が確認されております。こうした状況が長期化した場合、市内経済は再び大きな打撃を受けるものと想定されるところであり、その対策に当たりましては、これまで同様国及び北海道において講じている経済対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本に、市内経済における影響の度合い及び国、北海道の動向を見極めながら必要な対策を講じてまいります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

全国的に重症者が過去最多を更新している現状があります。政府でも法案が成立したり、新たな策が講じられている部分もあります。第3波は、対策を急いでいかなくてはならないのではないかと考えるところであります。前回臨時会によってインフルエンザの予防接種が65歳以上が無料ということで、市民の皆さんもすごく喜ばれて早目に申し込まれたりしたところではあるようなのですけれども、インフルエンザは今年はまだ猛威を振るってはいないのですが、北海道では5月でも学校等で学級閉鎖になったりすることもあります。そのようにインフルエンザとの同時流行も懸念されているところではありますけれども、まずインフルエンザワクチンの不足について、希望者全員に行き渡ったのか、市の現状について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 インフルエンザの予防接種のお話でございます。例年市では、高齢者のインフルエンザの予防接種の助成につきましては1,000円の自己負担を頂戴して、残りの部分については市で助成する制度としておりました。ただ、議員さん今おっしゃられるとおり、今シーズンは新型コロナとインフルエンザの同時流行のおそれもあるということもございまして、市では今年度に限りまして65歳以上の高齢者等につきましては無料ということで、また実施開始日も例年の11月1日より前倒しをしまして10月19日から実施したところでございます。

対象者全員にというお話も今ございましたが、国全体のワクチンの供給量につきましても、当初の国からの発表といたしますか、情報では大体6,500万人台だと記憶しており

ますが、国民の半分程度の量しか確保できていないということでございました。市内の医療機関にも当初問合せをしましたが、確保できる量は例年に比べてそれほど多く確保することがなかなか難しいという医療機関もございまして、数%から10%程度多く確保できるような医療機関も中にはございましたけれども、希望する高齢者の皆様に対して全てワクチンが行き渡ったかという、その後の医療機関への聞き取りや、ふれあいセンターにも問合せが来ておりますので、希望する高齢者全員には行き渡らなかったのかというところでございます。ただ、この量につきましては、急に生産を増やすことはなかなか難しいということでございますので、感染により重症化が見込まれる高齢者等につきましては、時期的にも早く接種していただきたいということで呼びかけてきたわけでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますので、今後も市内の現状について見極めながら取り組んでいただきたいと思います。

大きな1つ目の(1)と(2)に関わるような内容で質問させていただきますけれども、道内でも死亡者が最多を更新していたり、旭川市では国内最大のクラスターということで大変な状況になっており、旭川市にも支援を申し入れていたという病院の報道等もあります。クラスターが起きないようにするのはとても重要なことだと思うのです。それで、ふれあいセンターは各健診で高齢者や赤ちゃん、小さいお子さんもたくさん見えたり、いろいろな行事を行っています。そして、札幌の保育園ではクラスターが確認されていますけれども、全国的にも確認されているところです。そして、学校でも北海道を含めて全国的にクラスターが多く発生していて、学校で起こっているということは放課後児童クラブ、学童も同じように起こってくる可能性が非常に高いのではないかとと思われるところでございますけれども、クラスターについての対策と発生した場合にどのように対応するのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 クラスターへの対策ということでございまして、今議員さんはふれあいセンターや保育所、学童保育ということで提示されましたので、その部分についてお話をさせていただきたいと思いますが、まずクラスター、集団感染に万が一なった場合につきましては、1回目のご答弁でもお話をしましたが、これは保健所の役割ということで、陽性の患者さんの確認であったり、また濃厚接触者の特定、その後の対応は保健所の役割でございます。その施設等についての取扱い、消毒等につきましては、その際に保健所の指導の下に適切に消毒し、施設の閉鎖等が必要であるかないかというところも含めまして保健所と協議することになると考えております。

また、クラスターの予防ということでございます。ふれあいセンターにつきましては、感染が確認された3月、4月の時期は一度利用を自粛していただくという取扱いもしましたが、今は高齢者の講座やサークルはふだんどおりを実施しているところでございますが、

万が一のことを想定しまして、利用者の把握には名簿等により努めているところでございますし、また保育所、学童等につきましても、感染が拡大し、ウイルスの状態が徐々に分かるにつれて、3密を避ける、マスクをする、手洗い、換気等に十分注意するという一般的なコロナの対策を講じまして、子供さんや保育士、また支援員等の感染を予防しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 旭川の場合は、行政と支援を求めるほうがスムーズにいかなく、クラスター対策が遅れてしまったという現状もあります。先ほどからの説明にもありましたように、国と道、保健所の動向を見て行っていくということでもありますけれども、砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部でも、4回ですか、会議を行って、ホームページ等で周知しているというお話でした。砂川市としてほかに取り組むことはないのか。これで十分なのか。クラスター等が砂川市内で大きく発生しないように、今後感染者の増加に伴う取組としてこれで大丈夫なのか再度伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 感染者やクラスターということは絶対に阻止したいと考えてはございますが、無症状の場合もあるなど、なかなか難しい病気でございます。これまでの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、市の施設、今ご答弁申し上げましたふれあいセンターや保育所、学童につきましてはこれまで同様に感染対策に取り組んでまいりたいと考えてございますし、また市民の皆様に対しましては、様々な媒体がございますので、そういう媒体を通じながら継続して取組について周知啓発に努めてまいりたいと思います。また、介護ですとか障害の事業所等につきましても、これまで同様に正確な情報をお伝えするとともに、感染対策について呼びかけてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 これからもこれで十分かということ問いかけながら、方向性を見極めていっていただきたいと思います。

続きまして大きな2つ目の(1)と(2)について2回目の質問をさせていただきたいと思います。先ほど経済部長から様々な策を行ってきたというお話で、経済効果もあったということで、市内の方、商店の方とかが喜んでる状況にあります。よかったと、でも現在も少し苦しいと。

そして、先ほどプレミアム商品券について経済効果は大きいと部長からお話がありました。市内の経済と市民一人一人の大変さを考えると、商品券というのはとても有効なことではないかと思います。現在1月31日までのが発行されているわけですが、その中で、還元率もすごくよかったとは思いますが、最初の出費金額が1万円ということで、商工会議所が主催のこともあるのでしょうか、そもそも1万円を出すことが難しい、2万円はさらに難しい。そして、1万5,000円はひとり暮らしではなかなか使い切る

ことができないという様々な市民の方の声も聞いております。お金を出すことができないのです。それで、近隣の市町村、全国的にもそうですけれども、全世帯、全市民、全戸配布という商品券について砂川市ではまだ行っていないと思うのです。次を考えると、それをすることで市民の方も楽になるし、経済効果も先ほど部長がおっしゃったようにすごく重要なのではないかと思うのですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今回は、商工会議所が例年行っているプレミアム商品券発行事業の中身を拡充させていただいて会議所が実施したということでございます。確かに今回いろいろな話の中で、議員がご指摘のように出費する1万円が大変だという声も耳にはしております。ただ、我々経済対策として行っているのですけれども、基本的には事業継続ですとか雇用維持につながるような経済対策を行いたいという考えの中で、同じ予算であれば経済的な効果が大きい手段ということで、今回会議所が行ったプレミアム商品券ということで選択をさせていただいております。単純に同じ予算で無料で配った場合とプレミアムを今回会議所がやっているようなもので比較しますと、1万円の商品券を買うのですけれども、使うときは1万5,000円が買物で使われる。だけれども、5,000円だけ配った場合は5,000円がまちで使われるということで、経済的な効果については大きく差が出てしまうというところで、経済的な効果を求めた場合は今回のようなプレミアム商品券のほうが経済的な効果は大きいと考えております。

ただ、いろいろなまちでそういったことをやっているということにつきましては私どもも承知しておりますし、来年度も会議所ではプレミアム商品券についてはまた取り組んでみたいというお話もいただいておりますので、来年度どういった形になるかはこれからの話になりますけれども、経済的な効果を考えたときにはプレミアム商品券のやり方が大きいということなのですが、そういう声もあったということについては会議所との協議の中では上げていきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 低所得の方は、購入することがなかなか難しいのです。ほかの自治体ではひとり親、子育て世帯、高齢者など対象絞って配付をしているところもあります。それから、大阪の高槻市は、5,000円分を2,000円で購入できるということで全国でも1位ではないかと言われているのですけれども、できれば1万円ではなく5,000円分を2,000円や3,000円で購入できる。そして、セット数を増やす。また、購入券についてですが、今回も様々なトラブルがあったかと、全戸購入できるということについてはよかったのですけれども、郵送が有効ではないかということも言われています。市民の負担を少なくして商工業者に利益を。経済活性化の取組ということで、今後そういう話もあったらという話ですけれども、その中に金額を下げてセット数を多くという取組はないのか伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 先ほども答弁させていただきましたが、出費が高額だというお話は耳にしております、そこについてはこれから会議所と来年度どうするかということになるのですけれども、お買い求めやすさというところもどんなふうに工夫できるのかというところでは、実施主体が会議所ですので、会議所の考え方が基本にはなるのですけれども、そういったご意見を耳にしているということを伝えながら、今回よりも買いやすい、使いやすい方法がもし会議所で取れるのであれば、市としても支援してまいりたいと考えています。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 いろいろな方法を検討して進めていっていただきたいと思います。

商店や飲食店の方が最初はお盆までもたないと言っていたのですけれども、少しずつ回復してきたところで砂川市での感染者の確認ということで、食品の買物も若干減っていて、買物に行かないようにしている方も多く、さらに人出も減っている状況があります。これから年末年始を迎え、そのころには回復していると思って頑張ってきた商店の方々も、あらゆる行事が中止になってしまっていて持ち出し金がどんどん膨れていって、支援を強く求めているのです。自分たちで何とかしたいけれども、もう限界が近づいているという声が多く聞かれています。一年で一番活気のある年末年始の時期にこのような状況ということは大変な状況なのですけれども、それには先ほどの商品券などは有効ではないかと思うのです。一日も早く次の支援を願うという声が多く寄せられているのですけれども、それについて見解を伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 次の支援ということでございます。今も年度末まで申請を受け付けている先ほどご答弁させていただきました助成金ですとか補助金ですとか、あるいは融資の制度とか、そういったものももっともっと、まだ活用されていない方については活用していただきたいということもありますし、国が今日の新聞によりますと第三次補正について今日閣議決定するという話があります。内容については、事業継続、雇用維持というところが中心になるかと思うのですけれども、年明けにそういった国の予算が出されてくるということですので、繰り返しになりますけれども、国や北海道の動向を見ながら、市としてどういった支援ができるのかしっかり検討しながら取り組んでまいりたいと考えています。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今部長がおっしゃったように、国の動向も少し見えてきたところがあります。市長は感染増の中でも警戒対策を行いながら上京して、様々な情報収集を行ってきたと思うのです。今回国から新たな経済対策ということで、これから出るところではありますけれども、現時点でそういった情報収集をしてきて、国の動向を見ながら、それを受

けての市長の考え。市民の方々、中小企業、観光、商店の方々は大変な状況にあるのです。市長の言葉で市長の声で今の現状、そして新たな考えやいろいろ国の状況を見ながら現時点での考えを聞きたいと思うのです。市長、お願いします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私から総括的にお答えをしたいと思います。

市長として思うのは、砂川市には第2種の感染症対策病院を持っているということで、医療関係者が重症者も含めて市立病院でコロナ患者の対応をしている。それは、院内感染をするかもしれないと、そのぎりぎりのところで医療関係者は闘っております。事業管理者からよく聞くのは、市長、何とか患者数を抑えてくれないかと、このままでは旭川と同じように病院のクラスターが起きかねないと。幸いにも砂川市立病院はまだ踏みとどまっているわけですが、早く経済回復するには何とか感染を抑えるのが一番の早道ではないかと私は思っております。その中でどう経済対策をしていくか。私個人としては、マスクを外すようなところには行かないでくれと、マスクをしっかりとっている限り飛沫感染は防げると、濃厚接触者にはならないというのがございます。かかるのは飛沫感染か接触感染、菌を触って、それで顔を触るとか、これが大部分だと言われているので、本来ならば早く抑えるためには3密を避けて、マスクを外すようなところには行かないのが一番コロナ対策に有効だと思っております。しかし、残念ながら今、日本はコロナ対策についてはブレーキを踏みながら、または経済対策としてアクセルを踏むと。そして、北海道の場合は冬が来ると乾燥するということは、菌の生きている期間が長くなって、もともと北海道では大量に感染者が増えるだろうと言われていたとおりに増えてきたということで、旭川のように介護施設がやられると重症化しやすく、そういう人たちが厚生病院なり旭川市立病院に運ばれてくると、その方々はすごく手がかかる。いわゆる寝たきりの人が多いものですから、その介護に何人かの人間が関わる。看護師の数は限られているので、最終的には疲弊してしまうと、どんどん受けることによって。それがクラスターを起こす要因となっております。ですから、病院の事業管理者は、患者が増えないようにしてくれというのがいつも私に言っていることでございます。

一方、経済対策でございますけれども、先ほどの質問でありましたが、経済部長も言っておりましたけれども、国で20兆円規模の三次補正を1月18日か、そのくらいに国会で、これは新聞報道ですけれども、通るのでないかということで、地方創生臨時交付金につきましては1.5兆円と言われております。第一次が1兆円、第二次が3兆円で、ちょうどその中間ぐらいの1.5兆円ですから、砂川市に来る額については確定はしておりません。これから国が決めますけれども、単純計算で比例案分すると2億ちょっとは来るのでないかと。その金を使いながら、商店街も含めて経済対策をコロナが発生しないようなやり方で、感染者が増えないようなやり方をどうするかというところは市町の知恵なのだろうと思っております。これから、まだ国で決定しておりませんが、決まった内容

と一次、二次でやった対策の検証、効果も見極めながら、一番有効な方法について今庁内で検討している最中ということで、コロナ対策も含めて、また経済対策も非常に難しいです。経済対策をやるということは感染者を増やすことになりますから、ですから市長個人としてはマスクを外しているようなところには行かないでくださいと。どうしても感染する危険性が大きいというのがございますけれども、対策はマスクを着用する、それから手を必ず毎回洗う、または消毒をする、これを繰り返すしかないのです。それでかかる確率はかなり落ちますので、3密を避けるなり、マスクを外しているようなところには市長としては行かないでほしいと。その代わり、商店街なり飲食店については経済対策の中で何とか対応していかなければならないと思っていますところでございます。よろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほど市長から第一次、二次を見極めながらという答弁もありました。市民の方が安心して暮らせる状況になるよう、皆さんでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな3つ目の加齢性難聴についてですけれども、2017年に開かれた国際アルツハイマー病協会会議で、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状況が続くと認知症の発症に影響し、また難聴のためにコミュニケーションがうまくいけなくなると人との会話を避けるようになり、社会的にも孤立してしまい、それが認知症の危険因子となると言われています。このように認知症の危険因子となってしまうわけなのですけれども、日本難聴者率は欧米諸国と大差はないのですけれども、補聴器の使用率は欧米諸国に比べ非常に低く、日本での補聴器の普及が強く求められています。日本では、身体障害者福祉法の第4条に規定する身体障害者である高度、重度の難聴者の場合は補装具費支給制度により、先ほど部長からお話がありましたけれども、助成は受けているようですが、市の現状についてまず伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 身体障害者手帳の交付を受けている方の補聴器の購入ということでございます。

先月末での数字でございますけれども、聴覚障害で身体障害者手帳交付を受けている方は98名ほどいらっしゃいます。全体の交付の人数が大体1,200人程度で、これは疾病重複も含めての件数、人数でございますので、率でいうと大体8%程度、その中で補聴器の購入は、昨年度につきましては総体で10件程度、平成30年度では6件ということで

ございます。このうち昨年度の10件のうち、新規で購入された方は4件でございます。耐用年数もありますし、また補聴器の状態等によって更新ということもございますので、この10件のうち、更新をされている方もいらっしゃるということでございます。また、今年度の状況につきましては、直近の状況でいいますと総体で5件ほど購入されておりますが、その中で新規でおつくりになった方は2人という状況でございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今部長に話をさせていただきましたが、そのように非常に少ない人数なのですけれども、実際に苦勞している方はたくさんおられまして、中程度、救急車の音も聞こえないということになると50から60デシベル。先ほど初めの答弁でもありましたけれども、治療方法がないということです。早いうちに補聴器を使えば進行しないのです。ドイツのシーメンスというところが結構有名みたいなのですけれども、そこですと片方25万、両方で50万程度。そして、安いものになると雑音が入り過ぎて、疲れてしまって、少し使ったらもうやめてしまうと。つけるのを諦める。お金がないから諦める。そして、我慢をしてしまう。そうすると声をかけられても分かりませんから、挨拶もしなかったり、そして先ほどからも言っておりますけれども、認知症になってしまう確率が非常に高まるのです。1対1でお話をするとお互いに確認しながら話ができたりするのですけれども、大勢になってしまうと一人だけ孤独になって、ぼつんとしている状況が見受けられる。私もそういう状況がたくさんありました。

そのように、補聴器を早めにつけるということは、医療費を少なくするということにもつながってくるのです。認知症も少なくなりますし、そういうためには非常に重要なのではないかということです。外国では医療のカテゴリーで補助制度があるのですけれども、日本はない。日本は今高齢者が非常にどんどん増えている現状です。そして、高齢者の社会参加も非常に問題になってきていて、国でも現場でも働いてほしい、働きたいという高齢者の方はたくさんいらっしゃるのですけれども、働く上で大きな障害になってしまうのです。高齢者が元気に働くということは、それこそ医療費の節約にもなるということなのです。

補聴器は精密機械なので、安いものではなくてある程度のお金がかかるものであって、低所得の方ほど我慢をしている現状があるのです。そのためには調査、検査したりすることが大切だと思うのですけれども、要介護認定者の聴力検査などが行われているところもあるようですけれども、市の実態について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 要介護認定の中でということでございます。詳細な資料は手元にはございませんが、介護の認定に必要なものであれば、医師の意見書等の中で反映されているのかと考えてもでございます。また、今議員さんおっしゃられたこともありまして、包括支援センターであったり社会福祉協議会、また市内のケアマネの事業所等にも、

聞き取りですが、確認したところ、相談がないというところもございましたけれど、地域包括支援センターのケアマネジャーの方とお話をすると、年に数件のご相談があったり、助成制度のお問合せがあるようなことをお伺いしております。全くそのニーズがないということではなくて、そういったことも把握できていますので、1回目に答弁させていただきましたけれど、会話の聞き取りの向上というところでは、いろいろな運動であったり文化活動等の実践ということも有効であるということですので、実態を把握しつつ、どのような取組が加齢性の難聴に有効なのかということは考えつつ、現時点では健康づくり、介護予防等の中で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 人工内耳のほか、障害者手帳の対象とならない軽中程度難聴者に補聴器を助成する自治体、貸出しする自治体も増えてきています。広尾では50デシベル、北見では40デシベル、年齢制限や収入制限、特に購入したくてもできない、我慢するしかない方々に補助が行われていたり、全国的には岩手、千代田区、福岡、北海道では赤井川、栃木、群馬、茨城、千葉など、ほかにもありますけれども、各市町村で行っている現状があります。この状況で市長も、先ほど部長からいろいろとお話がありましたが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。前向きに検討するということがよろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、私からお答えします。

前向きとは言っていないのですけれども、部長の答弁の中では、ただ、砂川市の介護保険料が全道の市の中で4番目に低い要因の一つについては、ある程度介護の世話になる、いわゆる認知症になる人とか、そういう人たちの数を減らすような健康活動というのに積極的に取り組んできた、その成果で砂川市の介護に係るような人たちの数を減らすことによって市の負担も減らしてきたというのがございます。

それで、今言われている加齢性の難聴の問題でございましてけれども、もう少し実態を調べないと、例えば市の助成制度をつくったけれども、結局それでは駄目で、使わなくなるという割合がどの程度出てくるのか。私が聞いているのは、自分に合ったような音に調整するのですけれども、自分の話した言葉がうるさくなるとか、難聴になった方はすぐ補聴器にはいかないで、大分たってからいられるものですから、静かな世界に慣れてしまっていると、そこにある程度は補聴器をつけることによっていろいろな音が聞こえて来ることに対して戸惑いを感じて、うるさいということでやめてしまう人が出てしまうと。けれども、そこに助成金が出ていると、市がやることによって、これはいいものだと思うのにそういうことになるのを非常に危惧するので、いろいろな他市の実態も調べながら、どれが一番有効なのか、従来どおり悪くなる方法を防ぐような健康体操とかいろいろなものに取り組んで介護の費用を下げるようにしたほうが効果的なのか。それでかなわない場合に

は、助成措置の中でどうやれるのか。私が心配するのは、市が助成制度をつくったと、これはいいものだ買った割には、助成してもらって自分も足し増しして買ったのに使えないということが起きるのを一番恐れているわけでございまして、もう少しお時間をいただきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、一般質問させていただきます。

1、各学校における芸術鑑賞会の実施について。芸術鑑賞会は、通常授業では伝えられない一生に一度の機会であり、芸術鑑賞会を通じ感性や創造性の育成、違う価値観を認める能力を養うといった貴重な体験授業であり、その後の進路や生き方そのものに大きな影響があるとされています。現在市内小中学校において、各学校それぞれの判断により開催されていますが、それも各学校によってばらつきが見られるようです。近年では劇団四季などの公演を複数校で鑑賞するといった取組も行われていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、それら全てが中止されました。このままでは本来育まれるはずの感性や公平に受けられるはずの貴重な機会が失われ、その後の人生における影響が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も複数校集まっの芸術鑑賞会の開催は見通せない状況にあります。そこで、新年度においては特別にこれまでの複数校集まっの開催を改め、各学校による自主的な開催を積極的に促し、教育委員会が後押し、支援することで各学校における芸術鑑賞会の開催を行うべきと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

次に、地域サークル活動における感染症予防対策についてです。現在各小中学校の体育館を放課後市民に開放し、様々な地域サークル活動が行われています。この活動は、限りある体育施設を利活用し、スポーツ少年団活動や大人たちにとっても、スポーツを通じた健康増進と交流の場として積極的に利用されています。しかし、一方で各学校に通う子供たちの保護者や学校関係者からは、様々な人たちが使うことによって新型コロナウイルスへの感染が起きるのではないかという不安の声が上がっています。今後もウィズコロナとして利用者が不安なく活動していくためには、利用者への徹底した感染症対策の実施と保護者にはその情報公開が必要と考えますが、現状の取組についてお伺いいたします。

最後に、職員一斉あいさつ運動の実施についてです。挨拶は、社会における最低限のマナーであるとともに、良好な人間関係を構築する上で必要不可欠な第一歩です。市は、教育委員会やPTA、町内会連合会などを通じ、挨拶がもたらす様々な効果を期待し、あいさつ運動の実践をしています。しかしながら、市民からよく耳にするのが、市役所は暗い、挨拶もない、目も合わせないなどと言われることが多く、非常に残念に思うことがあります。挨拶は決して強要されるものではありませんが、挨拶を積極的にすることで職場環境の改善、自己承認欲求、自己啓発、気分高揚といった効果があり、決して他者に迷惑をかけるものではありません。来年5月には新庁舎が開設され、市民からはまた新たな目で見

られることも想定される今こそ、職員自らが率先して取り組むべき課題と考えますが、現状と決意をお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から大きな1と大きな2についてご答弁申し上げます。

まず初めに、大きな1、各学校における芸術鑑賞会の実施についてであります。市内小中学校の芸術鑑賞会につきましては、学習指導要領の中でも多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てるものとされており、有用な教育活動の一つでもあります。また、外部の文化芸術団体等の公演等を鑑賞する際には、各学校とも文化庁発出の情報や各種芸術文化団体による直接的な案内等を確認しながら、教育課程を調整した上で教育活動の一環として取組を行っているところであります。令和3年度において実施想定とされていた劇団四季によるミュージカル公演は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったところであります。平成20年より劇団四季によるこころの劇場としてミュージカル公演が行われており、平成30年まで合わせて5回の開催により、延べ2,200人の児童が鑑賞し、プロの劇団によるミュージカル公演に楽しさや大きな感動を覚え、より質の高い芸術や文化に触れる機会を提供してきたところであります。今後につきましても、児童生徒によりよい芸術鑑賞の機会が与えられるよう、各小中学校に対して情報提供を行うことによる支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、大きな2、地域サークル活動における感染症予防対策についてご答弁申し上げます。地域サークル活動につきましては、学校の体育館等を活用している利用団体がバスケットボール、ミニバレーボール、フットサル、少年野球の練習、陶芸など30団体あり、7月から10月末までの間、19団体が継続的に活動しているところであります。新型コロナウイルス感染症予防に関わる対策につきましては、それぞれのサークルに対して利用者の事前の検温と使用前後の手指消毒、発熱等の症状がある者の利用不可、活動中の会場内換気及び状況に応じたマスクの着用の遵守、消毒液等については団体で準備するなど、さらには使用後には手を触れる場所の消毒作業の徹底を利用要件としており、消毒作業については初回利用時に所管課による実地指導を行ってきたところであります。また、使用後の消毒作業の確認につきましては、利用日誌でチェック欄による報告を受けており、加えて利用団体に対しては、仮に感染者が出た場合には接触者が特定できるよう、当日の利用者の氏名、連絡先等を記載した名簿の整理を必須要件としております。

今後の対応につきましては、文部科学省及び北海道教育委員会の通知等を遵守した上で適切な指導を行うとともに、市教委による利用後の検査を適宜行っていくほか、子供たちや保護者等が不安を覚えることのないよう、情報公開の実施を含め、施設利用者の感染予防意識の向上につながるよう検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きな3、職員一斉あいさつ運動の実施についてご答弁申し上げます。

日常的に行う挨拶はコミュニケーションの基本であり、良好な人間関係を構築する上で大切なものだと考えております。現状の取組としましては、挨拶は接遇の根幹でもあることから、採用登録者事前研修を初め、各役職に応じた内部研修の実施時に接遇のカリキュラムを設け、挨拶の励行を促しながら、意識の高揚に努めているところであり、さらには北海道市町村職員研修センターが主催する接遇指導者養成研修に職員を派遣し、研修講師となるべき職員の人材育成を図っているほか、新規採用職員が毎年度中空知広域市町村圏組合が主催する研修に参加し、外部講師から接遇のポイントを学ぶなど、より実践が図られるよう資質の向上に努めているところでございます。また、砂川市あいさつ運動推進委員会が挨拶の輪を広げようと全市的な取組として春と秋に一斉あいさつ運動を実施しておりますが、市役所庁舎前などでもこの運動を行っているところであり、このように事あるごとに接遇と併せ、職員に対し挨拶の励行を行っているところでございます。

しかしながら、これまでもこのようなご指摘を受けているところでありますから、来年5月には新庁舎が開庁し、低層階に市民利用の多い窓口を極力集約するなど庁舎機能の充実を図り、また各階ともワンフロア化されますので、この機会を市民サービスの一層の向上を図る大きな契機であると捉えております。このため、挨拶をはじめとした率先した声かけの重要性や新庁舎の特性を踏まえた対応などを念頭に、より質の高い市民サービスの提供を図るため、一層の職員の資質向上に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次質問をしていきたいと思っております。

まず、芸術鑑賞会の関係ですけれども、今ほどご答弁いただいた中で、市としても平成30年から計5回、延べ2,200人というミュージカル公演をやっておりますというお話でしたが、そちらの詳しいお話を聞きたいとまず思うのですが、平成30年からの5回というのがいつになるのかと延べ2,200人というのがどういう学校単位の振り分け方になっているのかを詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 先ほどの1回目の答弁で、平成30年度まで5回ということでございます。これにつきましては、主に小学校3年生、4年生以上を中心として、平成20年496人、これは全市内全校の約半分程度となっております。平成22年は457人、平成24年448人、平成27年435人、平成30年は364人ということで、大体約半分の市内の児童の方が観覧したという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今聞いたところ、2年ないし3年に1度、3年生以上がミュージカルを観劇すると思うのですが、そうすると6年間小学校がある間で1回や2回は必ず受けられるという計画でやられているのだろうと感じますが、例えば今回みたいにコロナの影響を受けてしまうと、流れてしまって、本来計画していた受けられるはずのものが受けられないで卒業するという子も現れてきてしまうのかという心配もするのですけれども、それぞれの学校での取組という事でいくと、直近でいうとどのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 市内全ての学校ではないですけれども、一部の学校で前年度のうちに翌年度教育課程というのを組む中で、特別活動として芸術鑑賞会を、2年に1回やっているところもあれば、何年に1回というのはこだわらずに設定しているという学校もございます。これについては、学校独自の判断で芸術鑑賞部門も学校の希望するところに交渉しながら、翌年の芸術鑑賞会につなげてきているというところでございますけれども、今年度につきましてはコロナの関係で、鑑賞会を行ったというのは豊沼小学校でアイヌの関係でやった情報はいただいておりますけれども、砂川小学校では今年企画したものが中止になったという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それぞれの学校のやる、やらないという意味決定の状況というのですか、何でこの学校はやろうとするのか、この学校はやらないとなっているのか、その辺りの事情というのはどのような感じになっているのですか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 それぞれ教育課程の中に組み込みますので、それぞれの学校の判断だと思います。それで、教育委員会に文化庁から公演開催の通知が参ります。これについては、公演料は無料と、基本的にはかからない。この文書が来たら各学校に、前年度に来ましたらすぐ出しますし、年度当初に来たら出すと。希望があれば、教育委員会でまとめて道教委を通じて文化庁に申請をすると。採択になれば公演になるということで流れていきますけれども、それに乗るかどうかというのは各学校の考え方でございますし、それとは別に、先ほどの砂川小学校の部分でもそうですけれども、文化庁の通知とは別に学校単独で企画するという、その流れでいきますと、前年度のうちに芸術鑑賞会をまず計画して、芸術鑑賞会をする担当の教員が決まって、その教員がいろいろなネットワークや情報などを通じて公演するアーティストの方々、こちらと交渉をして、日程調整をしながら当日の公演につなげて、そのときに謝金をお支払いしているという内容でやっておりますので、それぞれ私たちから文書を出して判断されるものもあれば、自ら企画されて芸術鑑賞会を学校独自でやられているという流れでこれまでではきているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 同じ砂川市内の学校、小学校は5校、中学校が2校あるわけですが、今のお話でいくと、例えばそういう意欲のある先生がいるだとか、もしくは呼べるだけの予算を、ある程度各校の人数がいるからPTAの会費の中からになるのか、そういうようなそれぞれの学校のばらつきによって、また人のばらつきによって開催が行われるか行われなかが決まってしまうというような現状という認識でよろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 意識のある先生というか、そちらに興味のある先生というよりは、これは教育課程の中に位置づけますので、学校としてこの年度にはこの芸術鑑賞を入れようというようなお考えでやっておりますので、組織の中の担当する先生とか、そういう方々の強い意志によってではなくて、学校経営の中で芸術鑑賞をする、しないというのは判断されていると思いますし、金銭面でいきますと限られた予算とはなりますけれども、その予算の範囲で呼べる効果的なアーティストを探していると学校からは聞いておりますので、今そのような状況となっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほどおっしゃっていただきました文化庁の申請を、今年もコロナ禍の中ではあったのですが、夏頃に文化庁から発出されたのだらうと思っておりますが、さすがに今年はこのような社会情勢の中で、手が挙がるどころが物すごく少なかったと伺っております。そんな中、10月に入ってからそれぞれの地域の実行委員会も、今までは学校もしくは教育委員会、学校関係のところには案内はしていなかったのですし、門戸も開いていなかったのだけれども、その後それぞれの地域の実行委員会にも門戸が開かれて、そちらに我々の行っている団体で今回申請をしてみた経緯があるのです。その中で各学校との交渉をさせていただいた中で、砂川高校も含めて8校、砂川には学校があるわけですが、こういった趣旨で、このご時世なのだけれども、できれば子供たちにいろいろな機会を通じて芸術のとにかく失われる1年にしたくない、させたくないという思いでこういったことを企画して申請しようと思うのだけれども、こんなご時世だけれども、参加されますかというお話で回ったら、8校中6校が今回参加しますよと言ってきて、その中でいろいろお話をしていく中で、こういった事業というのは常に小学校としては求めてはいるのですよねというお話なのです。ただ、市で、または教育委員会でやっていただくものに関しては、二つ返事で、やっていただくことはすごく感謝しているのだけれども、本来であればもっともっと子供たちにふだんの教育活動の中ではできない教育活動の限界を超えた芸術鑑賞会というものを開いてあげたいのだよねと、だけれども子供たちも少なくなっている、予算も限られてきている。そして、学校内で関わる先生たちの今の激務の状況、そんな中でなかなか申請業務まで手が回らないというお話をさせていただきました。

思いとしてはあっても、それを実行できる体制もそれぞれによって難しい現状があるの

かなと酌み取ったわけなのですけれども、その辺りの教育委員会としての現状の認識についてまずお伺いさせていただこうと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 私どもから文化庁から来た通知を各学校に出して、それっきりということではなくて、必要に応じて相談だとか、申請書の書き方もそうですけれども、そういうことのご相談をいただければ、こちらからお答えしたいという考えであります。それと、申請業務の大変な部分というのがあるのですけれども、それについては過去のには教育委員会で代行でやっているというのはありませんので、あくまで申請者は学校ということで、そちらの何か困ったことの相談だとか、それから何か助言できたり、こういう書き方をすればということについてはこちらから助言できるかと思っております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 もちろん先生たちが忙しくて教育委員会が暇だと言っているわけではないのです。誰かがこの申請業務を行わなければ、なかなか思いはあっても実現に至らない。それは、犠牲になるの誰かということと子供たちということなのです。そこは大人の事情でそういう子供の機会を奪っていいのかという話は飛躍し過ぎかもしれないですけれども、そういうことになってしまうと思うのです。現状学校は、それぞれ人がいない、お金がないというところで、ではほかの地域の子供たちはどうなのかと。もちろん積極的にやっているまちもあれば、そうでもないまちがそれぞれあると思うのですけれども、できればこの砂川市では子供たちにそういった教育を受けさせてあげたいと思うわけなので、今回自分たちで申請業務を行ってみたところなのです。残念ながら結果は不採択ということで、実現には至らなかったのですけれども、その中でいろいろ、申請業務に係る大変さだったりとか、学校それぞれの思いは聞けたので、それは前向きに捉えてはいるので、新年度においてもそういったことをお手伝いできる機会があればやっていきたいと思っておりますけれども、できればそれぞれの学校から、先ほど言われたように新年度においては、ぜひやってあげたいのだという要望が上がってきたときには市でも対応していると、教育委員会でも対応しているというお話でしたし、また新年度のそれぞれこういう申請をしながら、こういうことやりたいのだということを特に新年度に関してはやってあげてほしいと思うのです。今回流れてしまったというのが当然あるので、その辺りを何とか、これからずっとということではないのですけれども、教育委員会側としてもこれまでではない対応の仕方というか、来年に関しては少し積極的にお手伝いをしますということができるとかどうなのか、その辺りの見解についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、申請ですとか、アーティストの紹介だとか、そういった部分については引き続き情報を流すことでお手伝いはしていきたいと思っておりますけれども、次年度ということでお話をされましたので、新型コロナ

ウイルスの今の状況でいくと、まだまだこの感染拡大、その防止を取らないとならないといったことで、芸術鑑賞会ということが一つの箇所に大人数が集まる、そういったことで各所で中止という状況がこの間続いてきておりますので、次年度は今のコロナ禍の中ではなかなか事業実施という部分そのものが難しいかとは思っておりますが、申請段階、公演に際する何か情報等、それから申請書の書き方とかのサポートができるのであれば、そういった面での側面的な支援はしてまいりたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 その辺が大人の事情かなと思うのです。新年度はどうなるか分からないというのは、悪くなるかもしれないし、よくなるかもしれない。両方あっていいと思うのです。それを悪くなるかもしれないから、そういうのは消極的だという答弁はあまりしてほしくない。両方あってほしい。ですから、もちろん好転する可能性だってあるわけですから、好転してもらわなければ困るし、逆に言うと。その中でももちろん感染症対策は大事ですよ。ですから、1か所に集まってたくさん的人数で鑑賞するのではなくて、各学校で、例えば北光小学校、豊沼小学校、全校生徒が体育館に集まったとしても、密になりますか。そういうことではないから、各学校でやったらどうですかという話をしているのです。

本来は、適正配置とか、もしそういう話が進んで小中学校1校なり、小学校1校、中学校1校とかになったらこういうこともやりやすくなるのかもしれないのですけれども、これは今適正配置をしなければいけない課題の一つだと思います。そんな中で、子供たちを犠牲にしてはいけないというところをまず第一に考えて、その後どうやったらできるのかというものを考えながら、それは直前になって駄目だったねという判断があっても仕方ないと。ただ、アクションを起こす前に、これから来年の1年間も恐らく無理だろうというところからやらないということにいくような、そういう考え方はできればしてほしくないと思うわけなのですが、教育長、どうですか。同じような考え方なのか、子供たちは犠牲にしたくないというところで、何かできることはないかということを探しながらの一年にしたいと思っています。その辺りの見解をお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から見解ということですのでご答弁をさせていただきますと思いますが、文化芸術に関して子供たちを犠牲にすると、そのような考えは全くありません。今の状況を踏まえて新年度どうかということですから、お話は同じようなことになるかもしれませんが、本年度を考えても子供たちのために授業を行って、学校行事すら縮小したり、中止をしたり、ただその中でも例えば全体が集まる小中高の合同音楽会を2部制にして、パターンを変えてでも子供たちの意欲を持たせるために続けてきたということがありますので、今の現状から次年度を見たときに、恐らくこれ

から単一の各学校で行う卒業式も入学式も今回今年と同じようなことができるかどうかというのがあるのです。これは、結局そうならないようには考えたいですけれども、学校としても市教委としても子供たちの安全というのをまず第一に考えていくと先ほどのようなご答弁になってしまうのです。ですから、新年度に向けてそれがお話があったように明らかに好転して、これができるような状況になって、さらに文化庁の関係もありますけれども、芸術文化の関係がそれぞれの学校で何かしら取り組めるような状況になれば、それはできる範囲で十分ご支援はしたいと思います。ただ、1つ大きなところは、次年度の教育課程の中で芸術鑑賞も含めた学校の行事を入れていくのは、これは校長の1年間全体の授業と行事を考え合わせた中で組み入れてくるということになりますので、そのところも十分に尊重しながら協議はしてまいりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。私も今の現状の中でこういう話をするというのもおかしいと思われる人もいるのだらうと思いつつ話してはいるのですけれども、役所ってどうしても1年間のスケジュールを3月に決めて、1年間の中で状況が変わったとしても即時にいろいろやりづらいではないですか。ですから、1年間どうなるか分からない。新年度の初めの頃は、今と状況は変わらないかもしれないし、最悪になっているかもしれない。ただ、年度の後半には、年度の最初は何だったのだらうねとなってほしいと思うのですけれども、そうなることも想定されなくはないわけで、ただ子供たちはみんな平均的に1年ずつ年を取って、卒業を迎えていくわけですから、やってあげられる機会というものをぜひ逃してほしくない、そんなふうと思うわけなので、仕組み上難しいところもあろうかと思いつつけれども、我々みたいに今の補助金の話あり、なしで言っているかもしれないのですけれども、それぞれ各学校から要望があれば新年度予算にしっかり組み入れてほしいと思いますし、そんな中でできなければ返還すればいいだけの話ですから、もともと計画していただきたいとお願いして、終わりたいと思います。

次に、地域サークル活動における感染症予防対策なのですけれども、こちらはそれぞれがしっかりやっているのだらうと思うのですけれども、それが不安を持っている人たちに届いていないということが大きな原因なのかと考えています。今ほどいろいろお話しただいた中で、感染症予防のチェックというか、会場内換気に関して聞きたいのですけれども、会場内の換気ということでおっしゃられたと思うのですが、こちらは冬の中でそれぞれ換気を行いながらやっていただけているものなのか、その辺りについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君 それでは、換気の確認というご質問だったと思いますけれども、これにつきましては各地域サークル活動等の団体に活動開始前に、学校施設利用の留意事項というプリント、これは道教委を参考にしながら作ったもので、手指消毒をするのですとか、近づいたランニング行為をしないかだとかという中に、おおむね1時間に1回、複数の窓を開けることということで、これも利用する際には遵守してください。これは、初回の実地指導のときにも実際にお話をして、こういうことを全てやってくださいというお話をしております。その中で、利用日誌というのを必ず出していってくださいとなっています。その中には利用するメンバーだとか全部入っているのですけれども、その確認事項というところに換気の確保というところがございまして、ここにチェックする形で、換気をしたということで学校としても確認しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それが始まったのがまだ暖かい時期だったのかと思ったので、冬の間は使っていても、窓を開けて換気すれば相当寒くなるでしょうから、その辺りは換気がしっかり行われているのかどうなのかということで、チェックシートに換気していますよということ、それを信じるしかないということなのだろうとは思いますが、あとよく言われるのが空気を滞留させないということで、職場とかでサーキュレーターとかいろいろ入れているのですけれども、冬の間とかは例えば体育館なりそういうところで大型の業務用のサーキュレーターがあるかと思うのですが、ああいうものを設置して常に空気を滞留させないという取組があってもいいのかと思うのですけれども、寒さ対策を含めて、その辺りの考え方を教えていただきたい。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今お話にありましたサーキュレーターは確かに学校にありますけれども、地域サークル活動、学校開放事業についてはそこまでやっていないのが現状と思われまして。ただ、換気については、北海道は冬、この時期になると寒くなりますので、30分に1回開けるときは大きく開けるのですけれども、これは学校のマニュアルなのですけれども、それ以外、もし冷気がそんなに強くない場合は常時開けてと、どちらかの手法を取りなさいとなっていますので、二、三把握しているサークル活動の中では対面する方向のドア、窓、そちらを複数開けて必ず換気を行って、その間に活動している子供たちも指導者も手指消毒をしているということまで徹底しているようですから、換気については適度に30分に1回程度、1時間に1回程度というそれぞれの目安に基づいて行っていますので、新鮮な空気についてはある程度入って、その中で手指消毒もしているという中で活動を行っているところでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 あとは市教委による利用後に適宜チェックするみたいな答弁があったのですけれども、それというのは今までに何回ぐらい行われているのですか。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これについては、様々な情報をいただきながら、疑わしいと言ったら変ですけれども、やっていない可能性のある活動団体が出てくるようなお話が聞こえたときには適宜チェックということで検査をするということで考えていましたけれども、これまでについてはまだ適宜チェックということで現場に行っているところではございません。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 7月から始まって、これまでの間一度もチェックしていないということなのだろうと思うのですが、そういうところが親御さんたちからの不安をあおっている要因の一つなのではないかと思うのです。それは抜き打ちなので、いつ行くよと言ったら意味ないかもしれないのですけれども、月に1回、2か月に1回は最低でもやるべきだったのではないかと思うのですが、その辺りの考え方を教えてください。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これまでは行っておりませんでした。これから冬期に入って、先ほどのご質問ではありませんけれども、冷気を入れると寒くなって、そういう換気もきちんとしなくなったりするという、そういった季節的な面も出てきますので、今後においては所管課においてこのチェックを消毒する時間に合わせて行こうということで考えております。それについて回数だとかはまだ決めておりませんが、ご質問にあったとおり確認作業の強化は今後進めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 19団体が今断続的に行われているということなので、チェックするにしても、どこが信用できて、どこが信用できないのかということは別としても、ある程度網羅してチェックしていかなければいけないことを考えると、それなりに定期的にいろいろな団体を見に行くということは大切なのではないかと思うわけなので、よろしく願いたいと思います。ただ、チェックしましたということで問題ないですと、しっかりやられていますよということを公表してあげないと、なかなか安心感にまではつながらないのだろうと思うわけなので、その辺りの情報公開に関する考え方を教えてください。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 確かに市教委サイド、学校サイドだけの確認では保護者の方々に伝わらないということで、不安をまだ持っていらっしゃるということが払拭できないということもございますので、よく子供たちを通してお便りを出して保護者の方に届けると、子供たちの人数分を学校にプリントして持って行って、子供たちに保護者の方に見せてく

ださいという通知だとかご案内も今までしていますので、それらを活用しながら何とか、情報の公開といいますか、安心していただけるような情報の提供はしていきたいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。これは、とにかくやることはやっているのでしょうし、それをしっかり伝えてあげるといことで、余計な心配をかけないで、安心して子供たちに学校に行ってもらえるような取組というのも大事だとは思っているので、その辺りをしっかりやっていただければと思って、終わります。

次に、最後にあいさつ運動の実施ということですが、この質問もどうかと自分でも思ってしまうぐらい、接遇といえば接遇なのでしょうけれども、2つ側面があると思うのです。もちろん来庁される市民の皆様に対しての接遇という側面の挨拶というのと、それから自分たちの職場環境の改善というか、問題がなければいいのでしょうけれども、よく言われるのは、今はこういうご時世でもあるので、昔みたいに、例えば上司が部下を連れて御飯を食べに行くとか、飲みに行くとか、そういったコミュニケーションは、今は外にできるだけ出るなという時代も相まって、それぞれ職場内のコミュニケーションというのが希薄になりつつあるのではないのかという余計な心配だったらいいのですけれども、そういうところも挨拶一つでコミュニケーションの入り口が開けるといことが私としては重要かと考えているのです。

今回は、できれば内部の職場の雰囲気は挨拶一つで明るくなるのであれば、それはその後の市民サービスというか、来庁される市民の皆様にも敏感に感じ取ってもらえる部分につながっていくのではないかと、そんなふうと思うのですが、今現状をお聞きすると、自分たちではそこまで思っていない部分もあるのかもしれないのですけれども、私も仕事上、市役所に来る機会が多いのですが、どちらかというと窓口に行くよりもほかの部署に行くことが多いわけなのですが、その中でこれは市民感覚だったらどうなのだろうと思うような雰囲気を感じ取る場面もありますので、その辺りの現状をもう少し詳しく、どのように受け止められているのかをまず教えていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 職員間の挨拶のほか、来庁者への挨拶ということでございます。職員間の挨拶についても、議員さんから今ご指摘がありましたけれども、職員間の挨拶については入庁以来最低限の部分、それからそれぞれの課に配置される異動時にも、それぞれ所属長が朝の挨拶等々についての大切さというのは職場内研修の一環でしていただいているところでございますし、実際に部屋を構えている部署については部屋に入ると挨拶、それから始業時、終業時とかという部分の内部挨拶についてはしっかりとされているものと思っております。また、窓口職場以外の2階、3階の廊下とかの対応というのはなかなか難しい部分が職員の中でもありまして、にこにこすればいいわけでもな

いでしょうし、おっかない顔をしてもいいわけではないでしょうし、あと目礼ができるのか、それから声を出して、朝であればおはようの挨拶ができる。それぞれ職員には指導してやっていただいているものと思っているのですけれども、その辺の一步構えた中で昼ぐらいの挨拶はどうしようかとかというところには、なかなか挨拶せずに、本人的には目礼しているつもりだということもあるのかもしれませんが、受け止める市民の皆さんにとってどうかという指摘をされると、そこは十分ではないのだろうなという思いがあるところでございます。

1回目でも答弁しましたがけれども、それらを含めた接遇の中で、機会あるごとに挨拶の重要さというのは研修しておりますので、100%はできていないかもしれませんが、一歩ずつ改善に向けてはいつているのではないかと思いますし、また新庁舎に向けては、新しい庁舎、明るい、暗いと言われれば、今の現庁舎と比べると明らかに明るい職場状況になります。中にいる人間が暗いと一層際立つと思いますので、その辺も1回目で答弁しましたがけれども、しっかりと明るい職場、そして市民の皆さんから暗いと言われないような対応を取ってまいりたいと思っていますところでございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 本当になっていただければいいと思うのですが、接遇研修の中での挨拶の位置づけというのはもちろんあるのでしょうかけれども、挨拶するかしないかというのは、先ほど私も言いましたけれども、人からやれと強要されるものではないのだろうとは思いますが、それぞれが挨拶の重要について理解をするということが一番の近道なのだろうと思うのですけれども、その辺りは研修の中での挨拶の意義なりについてはどのような教育を受けられているのか教えていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 接続研修を断続的に実施させていただいておりますので、それは対面の部分もありますし、電話もありますし、それからいろいろな状況に応じた対応の仕方というのは一般的にはどこの部署でもやられている、どこの会社でもやられていると思います。それと特に変わらないというのがうちの研修内容でございます。ただ、議員さんおっしゃるように、理解をどの程度するかというのが非常に大切だと思いますので、ここは私ども研修担当としては断続的にやっていく、より以上にやっていくというところで周知徹底をしていかなければならないというところが今の現状でございます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 挨拶の意義は何ですかと聞いたのですけれども、改めて考えてみないと、私もこの機会だからいろいろ調べてみたということなのでもありますが、では一体子供たちにあいさつ運動だとかを何のためにやっているのかということだと思っております。挨拶から始まる良好な人間関係をつくるための一つの手段であったり、挨拶をする、そして挨拶を返してもらい、そういったことにより、それぞれの自己承認要求を満たしてもらえ

る。また、挨拶と口では簡単に言えるのですけれども、やるかやらないかで人の評価はすごい変わってしまうという、挨拶一つできれば、挨拶もできる常識的な人だと思われる部分もあるのでしょうけれども、挨拶一つできなかつたために、あの人は非常識だ、信用できないなんていうことも挨拶一つで大きく変わってしまう。あとは、挨拶をするということは、挨拶するときに面白くなさそうに挨拶する人はあまりいないと思うのです。挨拶するときというのは、気持ちが高ぶるといふか、自然と笑顔になるといふか、そういった要素が挨拶にあるのだらうということ、今回いろいろ調べていく中で確かにそうだなと思ったわけなので、どれがそれぞれの職員の心に響くかは分かりませんが、そういった意義を職員の皆様にご周知していただければ、そのために挨拶が必要なのだということをご理解していただくような取組というのがあってもいいのかなと思うのですが、その辺りは決してお金がかかるものでもありませんし、職員研修のときだけではなくて、改めて一度皆様に周知していただけるような形は取れないものなのかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 職員間の挨拶は、まさに日常的な部分でございます。当然年度初め、年初め、それぞれ所属長が職員に対する訓示等々を各課でやられております。その中では当然そういう部分というのは引き続きやっていかなければならないと思いますし、もしやっていない部署があれば、そこはしっかりやるようにまた周知徹底したいと思えます。挨拶一つが健康の部分を含めて必要だという部分も言われていますので、職員の異変に気がつく部分でも挨拶というのは重要だと理解しておりますので、引き続き積極的に挨拶をしていくように取組をしていきたいと思えます。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 聞いていて、たかが挨拶でそこまで思って聞いている方もいらっしゃるのかもしれませんが、調べていくと、今言われたように心であったり脳であったり、心身的に挨拶することで分泌される、解明されているかどうか分かりませんが、ナチュラルキラー細胞といふか、心の中で前向きな気持ちになれる。そのことにより心も体もよくなると、そういうことも言われています。あとは、明るい職場、そして前向きな気持ちで仕事に取り組むことが挨拶一つでもしのできるのであれば、それは仕事効率にもすごく波及するということも言われています。

今回職員一斉あいさつ運動と名前を書いたのですが、期間を決めてとか、ぜひ何か取り組んでいただけるようなことができないものかと思うわけなのですが、その辺りはいかがですか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 挨拶自体は、運動があるからやるということではなくて、日々全ての場面でやっていかなければならないことですので、わざわざ音頭がけをする必要はないのかとは思っています。ただ、議員さんおっしゃるとおり、1回目の質問でもありま

したけれども、新庁舎ができた中で市民の見る目というのは違ってくると思います。それは職員全体が感じていることだと思いますし、新庁舎になった後、状況を見ながら、そこが欠落しているようなことがあれば、また強めに指導方法を考えていかなければならないかもしれませんけれども、日々挨拶は必要だということで、わざわざ運動までしなくても、職員は毎日があいさつ運動だという心構えでそれぞれお客さん、市民対応をしていくような方法をしていきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでよくなれば一番いいのですけれども、子供たちも学校でとにかく挨拶をしなさいということは口酸っぱく言われながら、教育の一環として取り組んでいるのだらうと思いますが、それでも春と秋に、もちろん交通安全だったりだとか、いろいろな要素もありますけれども、あいさつ運動として期間を設けて啓発活動を行っているということなので、調べると大人になると挨拶ができなくなるというのは、これはこの国の姿みたいなのです。そのために、また挨拶をする習慣をつけるためにはきっかけが必要だと言われていています。そういう意味では、リハビリということをその文献には書いてありましたけれども、ある一定期間、みんなが共通意識を持って意識的にしっかり取り組むと。ふだんの就業の中ではなかなかそこまで意識づけするのが難しい。できるようになってからは常にでいいと思うのですけれども、それまでは一定期間を設けながら、みんなでしっかり挨拶をしていこうという1週間をつくるとか、そういうことも取り組んでもいいのかと思います。市長、どうでしょう、あいさつ運動、市長が一番市民の皆様と接する機会が多いので、挨拶もしっかりとされている姿を私はよく目にするわけなのですけれども、職員は少しそういった部分が欠けているのではないかという市民のご意見もあります。新庁舎を迎えるに当たって、ぜひ市長からみんなで頑張ろうというお声がけをしていただきたいと思うわけなのですが、いかがでしょうか。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 総務部長がやると言っているのです、恐らくかなり開庁前に向けて変わるような状況になるのだらうと思っておりますけれども、私も1階でよく見るのですけれども、昔から見れば随分今の若い職員は挨拶するようになったと思っております。私の比較は大分古い時代の話の比較ですから、ただ庁舎自体がうちの庁舎というのは天井が高く、塗っている色が茶色っぽい色なものですから、役所に入った瞬間の雰囲気は暗い。職員が暗いというより、庁舎の作りがほかの市町村の庁舎と違うというのがあるので、そういう要素もあるのでしょうけれども、近年見ていると随分今の若い人たちは挨拶するとは思っていますが、総務部長があそこまで開庁に向けてしっかり変わるのだということは、相当職員にプレッシャーをかけて変えていくのだらうと思っております。ただ一つ、言い訳ではないのですけれども、市役所は難しいところがありまして、笑ってはいけない職場も現実にあります。おまえ、何笑っているのだと言われる職場が現実存在する

と。それは、ある程度市役所というのは全てにわたって国の法令に基づいて業務を行うわけですから、そういうところも行わないとならないと。そういうこともやっていかなければならないので、全部がにこにこというわけにはいかないのと、今の地方分権の中で、職員数は増やしていないのですけれども、仕事はすごい増えました。国から仕事が下りてきて、そういう関係で窓口でも下を向いて真剣にやらないとならないという職員の事情も私見で分かっています、話を聞きますので。何とかこなさないとならないと。それとお客さんが来たときの対応で、だから私は最低限、挨拶は無理でも対応だけはきちんとしてくれと、向こうの言ってくる内容について親身に聞いて、その印象をよくすることによって全体が変わるのだという話をしております。総務部長が珍しく強い口調で言っていますので、開庁が5月の連休明けですか、そのときには変わっていると多比良議員に思われるように頑張りたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） それでは、2点について一般質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症の対応と対策について。令和2年第1回、2回定例市議会で新型コロナウイルス感染症の対応と対策について一般質問しました。長期化拡大の予想もされる中で全国的に感染が増大してきており、空知管内においても毎日感染者の報告があります。砂川市立病院でも感染者が発生し、今後の状況が心配なところであります。そこで、砂川市立病院、砂川市教育委員会の今後の対応、防止対策について以下の点について伺います。

（1）市立病院の状況と対応について。

①第2種感染症指定医療機関に指定され、感染症患者の受入れや施設設備等の体制を整備し、運営されておりますが、現在まで感染患者の受入れはあったと認識しているが、その状況について。

②5月18日から行われている来院者に検温する発熱トリアージについて現在では仕組みを変更して対応しているが、その状況について。

③医療従事者への院内感染対策について。

④医療従事者のマスクや防護服等の資材が足りているかなどの現状について。

⑤新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経営収支について6月定例議会でも質問していますが、その後の状況について。

⑥病院職員の感染発生後の対応状況はホームページで知らされており、地域の医療体制を確保する必要があることから、従来どおり感染対策を徹底した上で新規患者の受入れを再開したとのことですが、今後発熱外来等の新設も必要と考えるが、今後の対応について伺います。

⑦新型コロナウイルス感染症に関する相談の新体制について、インフルエンザとの同時流行に備え、保健所だけで担ってきた電話相談窓口をかかりつけ医など身近な医療機関へ

の対応に切り替え、迅速な検査や診療をつなげる目的となっていますが、全道的にも円滑に進んでいないようですが、市立病院の状況について。

(2) 教育委員会の新型コロナウイルス感染症の拡大対応について、学校関係では近隣の高校でも新型コロナウイルス感染者の発生が報道されておりますが、北海道教育委員会においては新型コロナウイルス感染症の徹底についてホームページで知らされております。また、学校においては、道内全域で児童生徒の感染事例が増大しているとして、その対策も述べられております。市内における学校の現状と今後の対策について伺います。

また、来年1月に行われる成人式について、道内でも中止を決定した報道がされており、大変残念との声も聞かれます。砂川市は現在のところ実施する予定になっておりますが、このことについて見解を伺います。

大きな2点目、新庁舎の防災機能について、来年3月に新庁舎が完成する予定になっておりますが、防災拠点として市民の安全、安心な暮らしを支えるためにも新庁舎は大変重要な役割を担うと考えております。新庁舎として出発に際して、防災機能の拠点として担う基本的な機能等について伺います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな1、新型コロナウイルス感染症の対応と対策についてご答弁申し上げますが、本年第2回定例会市議会においても同様のご質問がございましたので、一部答弁が重複することをご了承いただきたいと存じます。

初めに、(1) 市立病院の状況と対応についての①、現在までの感染症患者の受入れ状況についてであります。当院は第2種感染症指定医療機関に指定されており、これまでも北海道と調整した上で感染症患者の受入れを行っております。また、圏域外からの広域搬送についても可能な範囲で受入れをしており、患者受入れまでの流れは当初から現在まで変更されておられません。なお、具体的な患者数などの詳細につきましては答弁を差し控させていただきます。

次に、②、来院者に検温する発熱トリアージの状況についてであります。発熱トリアージにつきましては、5月18日より院内感染の防止及び職員の不安解消を目的に全ての来院者を対象に実施しております。開始当初は検温も実施しておりましたが、6月15日より発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状確認などの問診に変更しております。10月26日からは、降雪時期を迎え、寒さ対策等が必要となったことから、トリアージ場所を正面玄関内に移動するとともに、発熱患者等が外通路を通らずに受診できるよう、救急外来への動線を変更いたしました。トリアージされた患者数は、11月実績となりますが、1日平均で27.8人となっており、内訳は大人が7.2人、小児が20.6人で、小児の発言者の割合が高くなってきたことから、小児科外来を午前は小児発熱患者専用外来として、発熱以外の小児患者は中央処置室内に設置した臨時診察室にて診察するように変更しております。また、小児発熱者専用の出入口を設け、発熱がない患者との動線に配慮する

とともに混雑の解消を図っております。

次に、③、医療従事者への院内感染対策についてであります。院内の体制につきましては、感染管理認定看護師を専従で配置している感染対策推進室が中心となり、院内マニュアルに基づき、感染防止対策に努めているところであります。医療従事者を含む全ての職員は、サージカルマスクの着用と手指衛生の励行といった標準予防策を徹底するとともに、必要時にはN95マスク、ゴーグルやフェースシールド等を装着し、適切な感染防御を行っております。また、原則面会の全面禁止や発熱トリアージに加え、ビニールフェンスやHEPAフィルター付空気清浄機の設置、各会議や研修会などは3密にならないよう開催、昼食時のリスク低減のため、職員休憩室のテーブルや椅子の配置変更なども引き続き実施しているところであります。なお、ここ最近北海道内において感染者が増加していることから、全職員は緊張感を持って業務に当たっており、私生活においても個人の判断で感染リスクの高い場所は避けるなど感染予防策に努めているところであります。

次に、④、マスクや防護服等の資材が足りているのかについてであります。当院の医療従事者が使用する通常の感染対策用資材につきましては、現在も一部の資材で遅延や分納となっているものもありますが、国や北海道からの支給も継続されていることから必要な数量については確保できており、診療に支障を来す状況にはありません。当院としては、今後の感染症患者の増加を見据え、引き続き資材が不足することのないようメーカーや卸業者と情報を共有し、当院に勤める医療従事者が心配することなく診療に専念できるよう資材を確保していく考えであります。

次に、⑤、6月定例会以降の経営収支状況についてであります。初めに6月定例会においてご答弁いたしました経営収支状況ですが、令和2年4月と前年同月の収入比較では入院収益はマイナス9.3%、外来収益はマイナス8.5%、その他医業収益はマイナス25.4%、医業収益全体ではマイナス9.2%となっており、また支出については材料費や研修旅費については減少しているものの、給与費や経費については固定費のため、前年とほぼ同額となっております。その後の状況につきましては、令和2年4月から10月までの累計と前年同月の累計との収入比較となりますが、入院でマイナス3.0%、外来収益でマイナス6.9%、その他医業収益でマイナス6.5%、医業収益全体ではマイナス4.2%となっており、前回のご答弁時より5.0%回復しております。なお、直近3か月の8月から10月における収入を比較すると前年を上回っている状況にあり、徐々にではありますが、前年度並みに回復してきているところできている状況であります。

次に、⑥、今後発熱外来等の設置も必要と考えるが、今後の対応についてであります。現在も、発熱外来と称してはおりませんが、入り口にて問診によるトリアージを実施し、発熱等の症状のある患者と一般患者との受診動線、待合、診察室を分けて診療する体制を取っております。このように他院で行っている発熱外来と同様の感染症対策をしておりますので、今後もこの診療体制で対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、⑦、相談の新体制における市立病院の状況についてであります。北海道ではインフルエンザ流行を見据えた発熱患者に対応する医療機関の体制整備等に関する国の指針を踏まえ、11月2日以降の発熱患者の外来診療の流れを公表し、かかりつけ医がいる場合にはかかりつけ医に相談し、かかりつけ医がいない場合には北海道が設置する健康相談センターへ電話相談するよう変更となっております。当院の対応としましては、当院がかかりつけ医となっている患者さんから電話相談があった場合には各診療科にて対応しておりますが、かかりつけ医となっていない場合には、かかりつけ医や健康相談への相談をお願いしております。なお、当院への電話相談件数は1日一、二件程度となっております。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から大きな1、新型コロナウイルス感染症の対応と対策についての（2）学校の現状と今後の対策についてと成人式についてご答弁申し上げます。

まず、小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいて対応しておりますが、北海道における警戒ステージが2に移行したことに伴い、衛生管理マニュアルで示している行動基準もレベル2に移行しています。これにより、児童生徒の健康観察は玄関で行うこと、児童生徒のみならず、同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も出席停止の措置を取ることなど、対応が変更されています。その後道の警戒ステージが3に移行したことにより、学校の行動基準は引き続きレベル2とされており、道の集中対策期間が延長されるなど必要に応じて感染症対策を強化するよう小中学校に通知しているとともに、今月の校長会議においても改めて感染症対策の徹底について指示しているところであります。小中学校における今後の対策といたしましては、衛生管理マニュアルに基づく感染症対策を徹底した上で、児童生徒の健やかな学びを保障するため、教育活動を継続することとしておりますが、感染者が確認された場合には衛生管理マニュアルに基づき、滝川保健所の指示による対応を迅速に取ることとしております。

次に、来年1月に行われる成人式につきましては、1月10日、地域交流センターゆうでの開催を予定しており、11月中旬には成人対象者、来賓等に対しご案内をしたところであります。現在のところ北海道の警戒ステージが3、札幌市においてはステージ4相当という段階であり、札幌市在住の参加者も予定されることから、ステージ4を想定し、感染症対策として、新成人には自宅での検温、マスクの着用、会場入り口でのサーマルカメラによる検温、会場内での常時換気、出席者の体調チェックのための参加者証提出をお願いしているとともに、式典では時間の短縮、会場内では座席間隔を十分に取り、来賓、新成人の保護者等に対しては入場について制限をすることとしております。限られた中ではありますが、交流タイムも開催する方向で進めているところであります。また、今後の感染症の拡大状況によっては、式典、交流タイムの内容見直しを含め開催の判断をしてまい

りたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私から大きな2、新庁舎の防災機能についてご答弁申し上げます。

現在の市役所庁舎は昭和45年に建築され、建物の老朽化や耐震性の不足などの問題を抱え、災害時に対する安全性や機能性が確保されていない中、近年大地震が頻発し、自治体庁舎の災害対策機能や行政機能の確保の重要性が改めて認識されたことから、防災機能を強化した市民の安全、安心を支える庁舎を目指し、庁舎建設を進めてきたところでございます。防災活動の拠点施設として、災害時においても各防災関係機関との情報共有ができる通信、映像設備の整備や災害対策活動を円滑に行える会議室の配置など、災害対策本部機能が継続して発揮できるよう、建物構造は震度6強の地震に対しても倒壊しない耐震性を確保し、水害時の対応では建物1階床面を前面道路から1.5メートル高い構造とするとともに、低地部分の出入口については防水扉を設置し、浸水を防ぐ構造としております。さらに、3日間のライフラインを確保できる非常用発電機や給排水設備を設置しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 まず、市立病院のコロナ対策ですけれども、市立病院のホームページで12月4日に第4報で、感染の状況というのがもう終息したということで通常どおりの医療を行うということでありましたけれども、特に最初的时候には市長からもメッセージがありまして、感染症の拡大においては誰もが感染するリスクがあるということで、命を救うために最前線で闘っている医療従事者の人に対して差別だとか誹謗中傷する行為をしないようにということで、思いやりのある心で見守ってほしいという市長からの大変重要なメッセージをいただいて、今のところ終息したということで大変よかったと思っております。

そんな中で、再度質疑をしていきたいと思っておりますけれども、まず②について、トリアージの変更の件なのですが、私も2人ぐらいの市民の方から言われたのですが、体温というのが一番神経をとがらせていかなければならないのではないかとこの部分で始められたと思うのですが、朝なんかはたくさん入ってくることもあるので、サーマルカメラみたいなものも必要ではないかという声も聞いておりますし、私もそうかなと思っております。特に発熱という部分では、先ほど小児科は発熱外来もあるということなのですが、大人の場合は、私も外から入って今の状況を見てみましたが、2段階ぐらいに分かれていろいろ説明をしてくれるのですが、熱がないと言って入ってしまうということもあるのではないかとこの心配もあるのですが、その辺のところの心配を市民の方も特にされておりますので、いま一度詳しく説明をしていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 当院の正面玄関でのトリアージ方法に体温測定をしていない。そこら辺の詳しい説明ということでございますが、新型コロナウイルス感染症に関しましては、発熱はもちろん皆さんご存じのとおり、取り上げられておりますが、熱だけではなくて、先ほど申しましたが、風邪症状がないとか、だるいとか、そういったことも非常に重要だということが、5月頃に始めて、当初は体温も測っていましたが、我々は首の辺りで測っていたのですが、それをやってもどうしても、そのときは37度5分以上の熱があるとトリアージするというのでやっていたのですが、そもそもその人の平熱がどこなのかというのはそこでは分からないということと、あとはあれは体表面の温度を測るので、外気の影響を非常に受けやすいということがあって、熱だけをもってやるのは危険だということで、今の方法が一番ベターだろうということで今の体制になっております。

もちろん入るときにはマスクをきちんとしているかというチェック、それから入り口で手指消毒というものも徹底しておりますので、仮に発熱者が入ったとしても、仮にその人が新型コロナだったとしても、マスクと手指消毒をしておけば、そこで濃厚接触者にはならず、外来でまた改めて体温を測ります。わきの下で測ったりしますので、そのときには適切に、発熱外来とは称していませんが、そちらの診察に回すという、そういう流れでありますので、体温を測っていないので心配だという声も分かるのですが、当院と同じような考え方でやっている、本州にはそういった大学病院もありますので、我々のやり方が決して間違っているとは思っておりませんし、それがこの数か月間やってきて、コロナになった人が紛れ込んで院内の感染が広がるということがなかったということが実証されているのではないのかと思っております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 なるほどという感じになってきたのですけれども、それで5項目ぐらい、マスクをするようにとか手指消毒をしてくださいとか全部看板に書いてあって、そして玄関に入ると消毒を勧める人がいて、また奥に、今度はその状況を今局長が言ったように熱がどうだとか聞き取りをしたりとかアンケートをしたりという部分だと思うのです。そういう部分で徹底しているのかと今までの話を聞いて分かってきたのですけれども、先ほども言いましたように市民の方からも熱があるときの心配、プレハブなどを使用した発熱外来みたいなものを設置できないのだろうかとも思っているのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 1回目でもご答弁申し上げましたが、当院がやっていることは、病院の入り口で発熱や風邪症状であるとか、流行地に行っただとか、そういったトリアージをしております、そこでトリアージされた方は一般の診察室とは別のところで診察をしておりますので、やっていることは他の医療機関がやっているいわゆる発熱外来

というのと中身的には全く同じだということでもあります。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。それで、コロナ禍の中で、今まで話が出ていますけれども、特にインフルエンザと同時流行ということで、私もその一人なのですが、インフルエンザワクチンを何とか受けなくてはという人が増えてきていると思うのですが、昨年受けていない方は駄目とか、そのような状況とかはあるのかどうか、そういうところもあるみたいなのです。そういったいろいろなワクチン等の相談もあると思うのですが、病院として市立病院でのそういう状況、購入状況がどうなっているのだとか、予約が今殺到してどうだとかという、その点を聞きたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 インフルエンザワクチンの購入と、あと予約の状況というご質問です。

まず、購入の状況でございますが、当院の購入状況の前に、まず国がどの程度供給しているのかという、午前中に保健福祉部長も若干触れておりましたが、昨年の国内におけるインフルエンザワクチンの使用料が2, 825万本というのが国から示されて、今期はその12%増の3, 178万本を供給するという状況になっております。去年の使用量から12%増です。それを踏まえて、では当院はどうかということになるのですが、昨年当院は1, 200本ほど確保しておりました。今期については12.5%増の1, 350本を確保しております。国から通知が出ていまして、一つの医療機関で基本的には去年の実績に基づいて購入してくださいと。一つの医療機関でがっと思い占めとか、まとめて買ってしまおうとほかに行き渡らなくなるので、買う側の医療機関に対しても通知が出ていますし、ワクチンを売る側に対しても、販売する側といいますか、そちらに対しても一つの医療機関に大量に売ることがないようにという文書も出ているようであります。

それで、当院の予約状況であります。先ほど言いました今年1, 350本、人数すると約2, 700人分程度を確保しておりますが、11月9日の段階で予約は全て埋まりましたので、その時点での終了となっております。11月時点で一般の方、一般の患者さんといいたいでしょうか、あとは職員とか入院患者さんとかを含めて2, 025人が11月末までにワクチンを終了しております。あと12月、もう入っていますけれども、12月分として約530人ぐらいがこれから打つ予定になっております。合わせて2, 600人分であります。残り100名分につきましては、これから入院されてくる患者さんでもインフルエンザワクチンを打っていないという方がいれば、院内で発症すると広がってしまいますので、その方用に確保という状況になっております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、基本的な3密とかマスクとかの話もあるのですが、換気が大事という部分で、特に冬になると、病院はそういう機能になっているとは思

のですが、換気の対策についてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 病院内の換気でございますが、まず空調と言われるいわゆる外調機により外気を取り入れて、エアフィルターでほこりを除去して、あとは温度、湿度を調整して院内に給気をするというシステムになっております。給排気のファン、これは機械で換気されていまして、24時間運転で外気を取り入れて、室内の空気を入れ替えるという仕組みになっております。おおむね換気回数は1時間に2回ぐらいされますので、30分に1回とか、そんなような間隔の中で室内の換気を行っております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 先ほど経営収支につきましても10月ぐらいから少し上向いてきて、通常に戻りつつあるということだったのですが、その要因についてお伺いしたいのと、今札幌とか旭川の病院とか老人施設で全国一かと言われるほどのクラスターが発生しているのですけれども、この地域で発生した場合に病床が逼迫にならないのかという点をお聞きしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 収支が回復基調にある要因ということと、この地域での病床の逼迫がないのかという2点のご質問だと思います。

まず、初めの8月以降、当院は感染症指定医療機関であると同時に、地域の救命救急センターであるとか、周産期医療センターであるとか、新型コロナウイルス感染症以外の一般の医療というのも当然並行してやらなければいけないという状況であります。それで、特に入院が手術件数も前年まではまだ回復しないのですが、だんだん増えてきて、患者数でいくとまだ減っているのですが、診療単価が上がってきている関係で入院収益が特に前年を上回るような状況になってきております。それが主な要因ということでありませう。

それと、札幌や旭川での病床逼迫を受けて、この地域がどうなのかということですが、大きなクラスターが出てくれば病床が足りなくなるということは想定されます。今札幌では、もともとあった南区のホテルが670床ですか、11月中ぐらいからすすきのだとか、あとは駅前であるとか、旭川にも今ホテルを確保されております。それが大体1,360名分ぐらいあると。あとは、今函館、帯広にもありますし、釧路や北見も検討されていて、全体で1,900名分ぐらいを確保すると。ただ、この砂川の地域を考えると、なかなか函館とか釧路とかということにはならないので、札幌、旭川というところが、

もし軽症で、あるいは無症状でということがあれば、病床が逼迫した場合にはそういうところの活用というのも考えられますし、基本的には我々の病院が受け入れる可能な範囲の中で受け入れていくと。それがもし厳しくなってくれば、近隣の医療機関の協力も得ながらやっていくと、あとは今札幌、旭川が大変厳しいと聞いていますので、今までは広域搬送ということで受入れはしていたのですが、逆に広域搬送をお願いして札幌、旭川で診ていただくとか、いろいろなことが考えられるのですが、これらは全て道というか、保健所と調整しながらやっていくということになるのかと思います。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、教育委員会ですけれども、先ほど答弁いただきまして、まず成人式ですが、新型コロナウイルス感染症拡大となっている中で、いつも成人式を運営する世話人の方がおられますけれども、その人たちの声というのですか、今中止になるかどうかという部分にきていると思うのです。早くからいろいろ打合せはしていると思うのですけれども、その辺のところの声をお聞きしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ご質問にあったとおり、砂川市の成人式は運営については世話人会が行っております。これまでも数回世話人会を開催していただいております。教育委員会事務局もその中に入っております。今のこの感染状況、よくはならなく悪いほうに少しずつ向かっている中では式典自体の縮小だとか中止は十分あり得るといった中で世話人会とお話をさせていただいておりますけれども、世話人会としては致し方ないというのが総じて世話人会のご意見というか、印象でございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、私ども議員の案内にも、もしかしたら中止になるかもしれないとただし書としてあったのですが、何とかできるようにと願っているところなのですけれども、衣装関係の業者の関係もあるでしょうし、そういうことを考えると心が痛い部分なのですが、当日は、いろいろ来賓とか保護者の方を制限するとかという感じになるのかと思うのですけれども、その辺の詳細についてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 それでは、ご来賓につきましてでございますけれども、議長以外のご来賓につきましては別室の諸室でモニターを通して中の様子を見ていただくということを考えておりますし、保護者等につきましても同様に別諸室で見ていただくと考えております。なお、保護者が例年会場内で設置するビデオカメラ、そのスペースは会場の一部に設けていこうかと、そのような配慮はしたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 議長以外はモニター、別室ということですが、ミニホールかどこかなのでしょうか。それで、今度逆にそこが密になるとか、来る方によりますけれども、

その辺のところ、場所はどこでモニターを見るとか、もう少し詳しくお聞かせ願います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 来賓の方、保護者の方が一緒になると、それ相当の数になるとすれば密になるということは考えられますから、交流センターはミニホールもございまして、大中小研修室とか諸室が様々ございますので、その数を見た中である程度分散できればと、そういう配慮も必要かと考えております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 あと1点、いつも終わったら交流タイムがありましたよね、それはなしということなのですか、その点をお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 交流タイムでございますけれども、時間を縮小するというところで考えております。その後の例えば抽せん会とか、例年やっておりますけれども、これらについては直接抽せんして景品を渡すとかではなくて、事前に抽せんをして、後で景品を取りに来ていただく。接触しない、密にならない、そういう配慮した中で交流タイムは考えていきたいと今のところ考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 学校関係でもお聞きしたいのですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴っての授業の状況なのですが、夏休み、冬休みを何日か取ってというのがありましたよね。その辺の授業進捗の状況はどうなのでしょう。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 現時点では、おおむね各学校とも順調に回復しているという状況でございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 これはあつてはならないことなのですが、もし砂川市の児童生徒が感染した場合の対応をお聞きしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これにつきましては、保健所が濃厚接触者の範囲を特定しまして、その中で児童が感染した場合には濃厚接触者を保健所が特定すると。その中で、保健所の指示により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置を施すとともに、校内消毒についても保健所の指示によって行われるという内容でございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 先ほど1回目の答弁でもありましたように、熱が出たりしたら、その家族も、兄弟がいたら兄弟も学校へ行けないいけないということですよ。感染してしまうと大変な状況だと思うのですが、そんな中でよく言われておりますがもし児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合にいじめ等が懸念されるのですけれども、その辺の対

応ができていのかどうか。昨日の事務報告では、6月、7月頃にアンケートを取ったら、いじめが24件、小中であったと。それはコロナかどうかというのは分からない部分もあるのですけれども、対応についてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 24件のいじめについては、コロナ関係ではございません。

それと、これまでも各学校に対しては差別、偏見等を防止するための啓発活動、これは通知文書にて市教委から学校に送ってきておりますけれども、12月1日付で北海道教育長のメッセージで、もし感染した場合でも早く治るように励ますと、戻ってきたときは温かく迎えるといった趣旨のメッセージも発出されており、これについては保護者、教職員も含めたメッセージ、もちろん児童生徒もそうですけれども、それがございますので、これについては市教委から学校に発出したところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 先ほど病院でもお聞きしたのですけれども、換気が大事という部分で、この辺の機能についても大丈夫かとは思いますが、どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 道教委から感染症対策の衛生管理マニュアルとかが出ていますけれども、気候上可能な限り常時換気に努めることと書いてありますが、北海道の場合は常時ということにはなかなか難しいということでございますので、例えば30分に1回ですとか休み時間に1回換気を、窓を開けて全開するというような手法が1つ、これが示されております。それと、人のいない教室を開けて、廊下を通して子供たちがいる教室に空気を少し温かくなった形で入れる2段換気という方法も示されておりますので、各学校ではこれらの方法を参考にしながら換気については徹底して行っているところでございます。

○辻 勲議員 それでは、大きな3点目の新庁舎の防災機能ですけれども、先ほど総務部長からお話がありましたように、耐震化を中心に建物には新しい機能もあるということで、特に新庁舎になるがゆえに市民に、検討会議とかで関わってきた人とかは水害対策だ、地震対策だということで地震にも耐えられる庁舎になったのだということは検討してきているので分かると思うのですけれども、市民全体がこの機会にそういう防災機能を分かっていくことも大事ではないかと思っているので、質問をさせていただきました。特に先ほど部長が言われましたように、3階の部分だと思うのですが、市長室と連携が取れるように、そこは対策本部になるのだと思うのです。部長職以上の人たちが本部会議で情報を取るのですけれども、そこが災害対策室になるということで、市長室、副市長室に近い場所に設置しているわけなのですけれども、先ほど言われたように、映像で見る部分だとかの状況というのは、災害対策室のところに設置されるということなのでしょうか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 辻議員、挙手して、指名してから発言をお願いします。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 映像関係でございます。市長室があるフロアに災害対策本部、また市長会議室も設置して今建設しております。災害の重い、軽いに応じてそこを有機的に使っていくという予定をしておりますので、映像部分については大型テレビ等々は市長会議室、それから通常の会議室に移動できるような形で設置をしたいと思っておりますし、基本的には対策本部で災害の程度が分かるものを映し出ししながら、状況に応じた対応を取っていかうということで使おうとしているところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 災害の状況にもよると思うのですが、例えば災害が起きたときに職員の方とか支援隊とか、そういう方の泊まり込みというのはあるのでしょうか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 災害の大きさにもよるのですが、帰る場所がない、それから24時間体制にならないといけないというところでは、特別にそういう宿泊のスペースだけを庁舎の中に入れるわけにはいきませんので、大会議室ですとか、それから職員の休養室、そういう諸室がございますので、そういうところの活用というのは十分できるかと思っておりますが、空き室を最初からそういうものに使うのだという取扱いにはなっていないところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それから、公民館の前のところの駐車場の関係の特にお伺いしたいのですが、公民館前の駐車場を地震のときの避難場所として継続使用するとなっているのですが、新庁舎の南側、水害における公用車だとかの一時的な避難場所、災害対策スペースとして利用できると言っているのですが、この辺のところについてお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、公民館の災害時の機能というのは、当然市民の皆さんが避難する部分でございますので、公民館前の駐車場と公民館についてはそういう活用の方法になりますし、また今もそうですけれども、公民館、図書館の地下には公用車がありまして、若干地盤から低いところがございますので、そういう車両については、もし水害であれば早い段階で水がつかないように上に出すといいますか、通常の駐車場に置くという作業が必要なのですが、その際は庁舎の南側の駐車スペースなどを使うという取決めをしているところでございます。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 あと、庁舎にはペットボトルの水とか、そういう備蓄倉庫は特に造られないのでしょうか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 備蓄品については、備蓄倉庫を吉野に設置しております。それから各避難所に備蓄品を配付するということになっております。ただ、災害対策本部員がそこに寝泊まりするような状況であれば、当然備蓄庫から持ってくるということもありますし、対策本部で最低限必要な部分については庁内でストックするという方法もできるものと思っております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 先ほども言いましたように、市民の防災に対する意識、新庁舎になったがゆえにという部分で、完成してから5月開庁までに、内覧とかもされると思うのですが、市民に説明というのですか、建てる前に説明会があるのかもしれないのですけれども、防災に対する新しい庁舎になったという部分での意識づけの説明会みたいなものというのはお考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 説明会というところでは予定しておりませんが、新庁舎を開けるに当たって、当然市民への内覧会というのは実施予定しておりますし、その中には当然災害対策に関わる部分については説明をしてみたいと思っております。また、新庁舎出来上がった時点で簡単なパンフレットを作成しようかと今準備をしているところでございますので、そこの中には防災機能についてもしっかり記載して、市民の皆さんに分かるように提供させていただきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、最後の質問ですが、毎年秋ぐらいに防災訓練を行っておりますけれども、新庁舎になったので、先ほどの公民館の駐車場でもいいのですが、新庁舎が対策本部だ、防災庁舎だという部分での訓練はお考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 防災訓練については、避難所を中心としてやってきました。一回りしたので、今年度は冬の防災訓練をしようということで準備をしているところでございます。公民館についても既に防災訓練、地域の町内会の方にはそこで防災訓練をやっておりますので、改めてという考えはありませんし、庁舎自体は避難所ではございませんので、ここでやることは指令する部門でございますので、そこを使っての防災訓練というのは考えていないところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。

大きな1点目、小中学校適正規模、適正配置について伺います。砂川市の学校教育において大きな転換と見られる小中学校適正規模・適正配置の基本方針及び基本計画の説明会

が市内11か所で行われました。私も全会場で保護者、市民の皆さんのご意見等を聞きましたが、全体的に参加者は少なかったように思います。今回の説明会は、小中学校の統廃合と義務教育学校を目指す小中一貫教育などを併せて説明するという難しい提案であり、市教委の考えが十分伝わったのか疑問を感じています。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、11か所の説明会を終えて、市教委はどのように総括しているのかを伺います。

2点目、小中学校の統合についてであります。

その1点目、中学校の統合は令和6年度と説明されましたが、予定どおり進んだとして、統合の影響を受けるのは来年4月の何年生からかを伺います。

2点目、中学校の統合前に統合を理由とする指定校変更は認めるのかどうかを伺います。

3点目、小中一貫教育についてであります。

その1点目、小中学校の統合問題と小中一貫教育の説明が同時にされたため、小中一貫教育への理解が深まらなかったと考えておりますが、説明会を終えて、市教委はどのように捉えているのかを伺います。

2点目、全国及び道内の小中学校数と義務教育学校数についてを伺います。

3点目、義務教育学校を目指すにはいつまでに決定しなければならないのかを伺います。

大きな2点目、トレーニングルームについて伺います。これまでも多くの要望があると聞いているトレーニングルームの設置ですが、第7期総合計画審査特別委員会ではかなり具体的な答弁がありました。以下について伺います。

1点目、トレーニングルームの詳しい内容について。

2点目、早期実現の可能性について。

以上であります。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 大きな1、小中学校適正規模適正配置についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)11か所の説明会を終えた市教委の総括についてであります。市立小中学校適正規模・適正配置の基本方針、基本計画に関わる説明会につきましては、10月15日から11月18日にかけて、各小中学校及びコミュニティセンター等を会場に全11回開催し、総体で延べ166名の方が参加され、97件の質問及び意見を受けたところであります。寄せられた質問及び意見については、小中一貫教育に関する内容が25件、スクールバスの運行に関する内容が20件と大半を占めており、そのほかスケジュールや地域連携に関する事項が主なものであります。説明会の総括といたしましては、少子化に伴い学校規模が縮小化する背景もあり、質問及び意見は総じて学校統合の是非ではなく、スクールバスの運行や小中一貫教育の内容をはじめとした統合を見据えた対応、措置に関する事項、加えて早期に統合を求める意見もあったことから、基本計画の本旨に沿った教

育環境の整備についておおむねご理解をいただいているものと認識しております。

次に、(2) 小中学校の統廃合についてご答弁申し上げます。まず、①、中学校の統合が令和6年度と予定どおり進んだ場合、影響を受ける来年4月以降の学年についてであります。基本計画に記載のスケジュールのとおり中学校が令和6年度に統合する場合、教育環境が変化する学年は来年4月に小学4年生、5年生及び6年生となる児童が対象となります。

次に、②、中学校の統合前に統合を理由とする指定校変更を認めるのかであります。児童生徒が所属する学校につきましては、特殊事情がある場合を除き、原則居住する学校区域内とされており、今般特殊事情のケースとしては主に希望する部活動がない、人間関係が築けない場合としているところであります。学校統合を理由とした指定校の事前変更の容認については、基本的には従来の特殊事情に類するものと考えておりますが、これまでの経過から状況も様々であることが想定されるため、個々の事情を確認しながら、適切な対応について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、(3) 小中一貫教育についてご答弁申し上げます。まず、①、小中一貫教育の理解が深まらなかったと考えるが、市教委はどのように捉えているのかであります。基本計画の説明会にあっては、よりよい教育環境の整備とする共通点から、学校規模の適正化に加え、関連施策である小中一貫教育等の説明を行っておりますが、基本的にはそれぞれ別の施策であり、また小中一貫教育については教育課程に関わる制度として具体的な事項は今後の検討課題としていることもあり、理解が深まらない状況もあったと推察しております。このことから、PTAの役員の方には、求めに応じる形で説明会終了後に改めて制度説明を行う予定であることを申し上げているところであります。

次に、②、全国及び道内の小中学校と義務教育学校数についてであります。文部科学省発表による令和2年5月1日現在の学校数は、全国では小学校が1万9,526校、中学校が1万143校、義務教育学校が126校となっており、北海道では小学校が1,000校、中学校が586校、義務教育学校が11校となっております。

次に、③、義務教育学校を目指すにはいつまでに決定しなければならないのかであります。小中一貫教育の導入に際しては、基本計画にお示ししているとおり、まずは義務教育学校を目指していくこととしておりますが、学校施設整備にも影響する課題と考えていることから、もう一方の手段である小中一貫型学校も含め、運用形態や施設の規模、想定される必要な費用などの精査を進めながら、来年度の早い段階で方向性を確定させたいと考えているところであります。

次に、大きな2、トレーニングルームについてご答弁申し上げます。初めに、(1) トレーニングルームの詳しい内容についてであります。トレーニングルームは、昭和54年の総合体育館開設時より設置されておりましたが、経年劣化により機器の故障が目立ち、機器の更新には多額の費用がかかること、また老朽化による故障が起きた場合の過失責任

について対応が難しいことに加え、当時の1日平均の利用者数が2人程度となったことから、海洋センターの柔道場をトレーニングルームに移し、用途変更することで総合体育館の利用拡大を図ることとし、平成19年度をもってトレーニングルームを廃止したところでもあります。近年スポーツの役割は、技術能力の向上にとどまらず、健康づくりやレクリエーション活動を通じた地域のコミュニケーションの場など多様になってきており、トレーニング機器を使用した体力づくりは運動能力に関係する要素ばかりでなく、免疫力や病気、けがからの回復力や健康の維持に関しても効果があるとされております。本市においてもトレーニング機器利用の機運が高まってきているところであり、健康、体力づくりを主眼とした事業の充実へ向け、競技能力の強化はもとより健康増進に配慮したトレーニングルームを総合体育館に設置することを想定しております。

次に、(2)早期実現の可能性についてであります。砂川市スポーツ推進計画に係るアンケート調査では、健康、体力づくりを主眼とした事業の充実への取組が重点課題であるとする回答が最上位になったところであり、スポーツ施設に望むことではトレーニングルームや同機器の充実に関する事項が多く寄せられ、同様に体育館利用者からも強く要望されているところでもあります。このことを踏まえ、第7期総合計画の基本施策、スポーツ、レクリエーションに親しみ、健康で生きがいのある暮らしを推進するまちづくりを進めるため、第7期総合計画の早い段階での設置実現に向けて検討しているところでもあります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 小中一貫や小中の適正規模、適正配置の関係についてなのですけども、11か所の説明を終えてどうだったのかという質問をしております。私も11か所全て行って来たんですけども、びっくりしたのが、まずは説明会が開かれて、教育長が挨拶をされて、その後担当が資料の説明を行って、その後の質疑応答は司会から答弁まで全部教育長がされていたのです。これはさすがに驚きまして、全会場がそうだったんですけども、教育委員会のチーム感がないものだなと私は思いました。そのときは、次長、課長、課長補佐、教育主事、おまけに教育委員の方々2人は必ず会場にいらしたんですけども、話していたのは全部教育長だけという、子供たちの教育の今後、大きな転換点だと私は思うんですけども、考えていくこの内容を教育長だけが一人で、質問ありませんかというところから答弁まで、最後まで全部教育長が仕切っていらっしやったというのは、これはなかなか一般の人は気軽に質問できませんよ、教育長。教育長は一生懸命引き出しをされようと思っていましたけれども、終わった後の保護者の方々の感想は、とてもではないけれども、あの雰囲気です。質問なんてなかなかできないわというのをかなり多く私は聞きました。これは、教育長、まず基本的な話なので、何で全部仕切られてしまったのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 私のほうで仕切られた理由ということですけども、

これは各地域あるいは学校にお伺いをして、そこで大きな事業の部分を担当が説明をしましたけれども、そこの考え方というのは私のほうでご答弁させていただこうと、こういう趣旨でお話をさせていただきました。たまたま細かい部分が出てきたときにはその答弁を事務局に任せることにはしていたのですが、ただ実際はこれからお話が進んでいった中で準備委員会なるもので実際にそれを検討しなければならない。例えば細かい、制服ですとか、スクールバスですとか、ここのところは私がその場所で論議をしますよと言ったことによってそれが解決されるということもありましたので、今結論が出ていないものを事務局に振ってもそこの答えは出てこないということでしたので、あの場所の中ではそういう感じ方、質問しづらいという感じ方があったかもしれませんが、各学校全てがそうではなくて、御存じのとおりです。非常に活発に予定時間を超えて私にお伺いをしていただいた学校もありますし、そこ全体をトータルとして砂川市全体の統合を考えるという意味では、今ご指摘はありましたけれども、手法として私はこれで、自分自身はですよ、よかったとは思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 具体的な質問に入るのですけれども、これは正直言って私も三十数年前のちょうど統廃合のときは子供たちがまだ小学生だったので、まさに当事者だったわけですが、隔世の感ありという思いでその説明会を見ていました。特に統廃合に関しては、先ほどのご答弁とほぼ私も同じで、大体反対の意見というのはなかったです。反対の意見がなかったことに驚いたのですけれども、地域の学校がなくなるのは地域にとってはえらいことだと私は思っていて、まさに三十数年前の当時はけんけんがくがくの大変な議論が起こって、住民の中でもいろいろと分かれるぐらいの感じがあったということなのですけれども、今回はほとんどそういうようなご意見がなかった。

ご意見がなかったことに非常に私は今危機感を感じていまして、つまりここまで地域コミュニティというものが変化をしてしまったのかと思うわけです。小学校や中学校、特に小学校なんていうのは運動会があれば地域のみんながそこに集まって、中には夜店というか、屋台まで出るような、そういう中で地域がどンドン子供たちを大切にしながらという形が現にこの砂川市でもあったと思うのですけれども、それが今は小学校5校、中学校2校をもしかしたら1校にするというような、こういう大きな問題でも特に地域住民を対象にした各コミュニティセンターとかは5人もいなかったです。説明会を聞きに来た各会場ですけれども、これは本当に驚いたと思います。でも、これはもしかすると今後砂川市の地域力の弱体化ということを表している一番最たるものかとも実は思うほどだったのですけれども、この問題は砂川市のまちづくりにも関わる問題で、前からも言っているのですけれども、大体子育て世代の人たちというのは小学校のあるところのそばということがあったりとか、先ほども言ったように、これからの地域がどこを中心にまとまっていこうとするのかということも全部含めた意味でいうと、まちづくり全体に関わっていく問題だと

思っています。

スケジュールからすると結構まだ間が空いていそうなのですが、実はもうすぐそこにそれぞれの始まりが来ていると思うわけです。先ほどご答弁があったとおりで、もう来年の6年生から現実的に影響が出てくるということです。もしスケジュールのままでいったとすればです。現に北光小あたりの説明会の中では、もう分かったから、早く砂中に行かせてくれという声結構ありまして、つまり来年6年生になった子供は中学校に入るときは、実は石中校区なのだけでも、砂中に行かせてくれということなのです。その理由は何かという、統合になったら、石中の制服と砂中の制服が違うわけですよ、明らかに違うのです。そこでいろいろな問題が起こるのだとすれば、起こる可能性もありますから、起こるのだとすれば、中学校なるときに、本来なら石中なのだけでも、砂中に通わせたい。そのとき教育長は何て答えたか、今の答弁と同じなのですけれども、いろいろな状況を考えて検討するとおっしゃった。私たち議員は、皆さん方が検討するということはほぼ駄目という意味は分かっているのです。ところが、一般の方々は、検討してくれるのだということはいいということかもしれないなど。これは、教育長がお答えになったのです。先ほどから言っているように全て教育長が答えているので。ということは、もしかしたら、それが起こり始めるかもしれないのです。

また、説明会が終わった後の廊下で、普通だったらこの段階ならまだスクールバスがないので、石中校区の子供たちが砂中まで歩くといったら大変なことになりますから、普通は行かないのです。ところが、お母さん方の雑談を聞いていると、どうせ車で今石中に送っているのだから、送る車は砂中に行ったら同じなのだというわけです。だとすれば、小学校の段階、中学校に入る段階から砂中の制服を着ていれば統合になっても問題がないと考えていらっしゃるのです。前だったら、本来校区であるとか学校に行かずに違うところへ行ったら、実はこれは私も先ほど言っていた中で経験があるのです。焼山小学校と中央小学校が一緒になるときに、うちの子供たちは焼山小学校が校区だったのですけれども、あるとき教育委員会は、分断を図るためだと思うのですけれども、行きたい人は中央小学校に行ってもいいですというのを出したのです。そのときもしそっちに行った場合は、これは裏切り者というぐらいに言われていたのですけれども、多分今のお母さん方、保護者の皆さんは、先ほど言ったように石中校区でありながら砂中に行くということに対してそんなに抵抗はないだろう。かなり多くの保護者の方々が、もしもいいということになったら行くのではないかと私は今思っています。でも、もしそうなったときに大変な状況が起こりますよね。石中はそれだけでなくも人数が少ないのに、石中そのものが維持できていけるかということ、だんだん将棋倒しのようにになっていく可能性が私はあると思うのです。

先ほどの答弁は、私はまた誤解を生む答弁だと思っています。もう一度お伺いするのですけれども、本来でいえば指定校というのはきちんとあるわけですから、石中校区の子供たちは住所が変わるとかのよっぽどのことがない限り、これは規則で定められていますよ

ね、今。それを交に中途半端に許してしまったら大変なことが起こると思うのですけれども、ここら辺のところ、先ほどの答弁のままで教育長はよろしいと思ってらっしゃるのかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 私が説明会でお話をしたのも検討しますと言いました。ただいまの答弁も検討しますと言いました。これは、そのとおりです。ただし、その前段に、今現実的に部活が石山中学校にないので、砂川中学校に行きたい。これは可としています。砂川中学校に部活がないので、石山中学校に行きます。これも可としているのです。この可としている範囲の中には、いじめや不登校、学校になじめないような子がいれば、これも可としているのです。ただし、通学については、これは保護者の方が責任を持っていただく。小学校ですとかなり厳しいですけれども、中学校のお子さんになればバスを使ってでも先ほど言われた送ってでもというのは可能だと思いますので、今の統合の時期が、予定ではありますけれども、これがある程度確定してきたときに個々の状態というのは確認をさせていただきたいのです。一律とにかく行っていいよという考えは、これはないですけれども、ただそのお子さんの状況によっては、今のうちがつくっている要領の中で可能であれば、それは指定校が石山中学校であっても砂川中学校に行くのは可能であると。ただ、これは個々で判断させてほしいと。これは説明会するときにも恐らくそうつけ加えていると思いますけれども、個々の判断の中で今どれぐらいの方がそう思っているのか。議員さんのお話ですとかなりの方がそう思っているということでしたら、それは事前にPTAを通じてでも、そういう方がどれぐらいいるのかというのは、これは確認をしてみなければなりません。

今の状況からいきますと要領の中で何とか対応できるとは思っていますが、余りにもその数が大きいのであれば、少しそれはPTAとお話をさせていただくということもあるかもしれませんが、その状況の確認はPTAを通じて確認したいと思いますが、ある程度統合の日程が定まった時点で確認をしたい。ということは、今7校全てのPTAにおいて合意形成を図っていくということにしていますので、合意形成が図られれば各PTAごとに同意をいただくということになりますので、この同意をいただく作業の中で、今のような話も含めてそれは確認をしながら、そして協議をしていくということにさせていただきたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育長、私はそれは駄目だと思います。これは、少なくとも統合に関して言えば、指定校のこの関係はしっかり守らなければいけないと思います。今の教育長のお話だったら、人数によってはとおっしゃっているのです。こんなことをしたら、ばらばらになりますよ。基本は絶対指定校なのです。保護者の皆さんが何を心配しているかといったら、制服のことなのです。制服のことを何とかしようと考えれば、指定校で崩

れていくことを防げるのです。そうやってやっていかなかったら私は駄目だと思います。そうでなかったら、石中はなくなるかもしれません。今の教育長のお話でいけばです。これは、改めていかれたほうが私はいいと思います。あくまでも規則で定められている指定校は、しっかり守ってもらわなかったら駄目なのです。統合を急ぐがためにわざわざそんなことをしていくと、まさに地域がばらばらになっていくと私は思います。しっかり決めるところは決めてかかっていたら駄目だと私は思っているのですけれども、お答えは変わらなくていいのですね。そのまま保護者の下に入っていこうとするのですね。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 先ほど私のほうでお話をしたのは、指定校を変更するための要領を基本的に守っていくというお話をさせていただきました。私どもに説明会のときに、確かに最初から石山中学校から砂川中学校に行きたいという、そういう方はおりましたけれども、この方がどれぐらいいるのかというのは、例えば先ほど申し上げましたとおり、実際に合意形成に向けて話をしていった後には、もちろん学校関係者もPTAも入って、これは仮称ですけれども、準備委員会というものを立ち上げなければならないのです。統合に対して。ですから、そういった中で議論をされるというのは、それはもうやぶさかではありません。ただ、基本的に今の時点では指定校はそのまま、その中で特に事情がある方は今までも許可をしている部分については、それは個別に考えさせていただくと、準備委員会の中でいろいろな話が出てきたときには、それは協議をさせていただくと。そうしますというお話ではなくて、協議はさせていただくということでお話をさせていただいています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育長、言っている最中で答弁を変えていったら駄目です。協議をすると言っているのではなくて、その前の教育長の答弁は人数によっては考えると言ったのです。だから、それをしては駄目だと私は言ったのです。今度全体の協議って、おかしいでしょう。一回自分の答弁をきちんと考えて答弁してください。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 基本的には変わっておりません。ただし、先ほどどういうお考えの方がどれだけいるのかというのは合意形成の中で確認をさせていただかなければならないという話はさせていただきました。これは、PTAを通じてでも確認をさせていただきます。それが人数がどれぐらいかというのは、これは想定していませんよ、私のほうでは。ただ、議員さんは、かなりの数がおられるということなので、それはPTAを通じてまず確認をさせていただく、それが大きな数になるのであれば協議をさせていただく、これは説明の仕方が変わっているのではなくて、基本形は同じなのです。ただ、確認はさせていただきますという最初の答弁でもさせていただきました。それによって協議事項になるのであれば、それは協議はさせていただくということでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここで時間を取りたくないのですが、教育長に私が確認をしたいのは、本来は石中なのだけれども、砂中へ行きたいという子供の希望が多かったらどうするのですか。少なかったらやめるのですか、どうするのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 ここで、申し訳ないですが結論は申し上げられないのです。先ほどお話をしたとおり、合意形成の中で確認をさせていただく。まだ石山中学校も砂川中学校もご同意はいただけていないです。ですから、その中で確認をしていって、それが協議事項になるかどうかということになりますから、実際にその数を想定して、その想定を基に今結論づけるということは、これは非常に難しいです。まだ合意形成でお話をさせていただいている段階ですので、その状況を見ながらということになります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育委員会としては、このところはしっかりと方針を持たれて今後話を進めていったほうが絶対いいと思います。そうでないと保護者も混乱を起こすと思いますので、それだけはお話しておきたいと思います。

小中一貫のほうに私は今日は重点を置いていきたいと思っているのですが、先ほどのご答弁でいくと小中一貫に関しては理解が深まらなかったと答弁があったので、ほっとしているわけなのですけれども、まさに小中一貫に関しては理解が深まっていなかったと思うのです。だけれども、いろいろな質問が出たのは間違いありません。また、こちらも決して長い先の先の話ではないのです。小中一貫ということについての問題がです。先ほども義務教育学校を目指すのはいつまでですかと言ったら、答弁は来年度の早い段階という答弁があったのです。来年度の早い段階ですよ、もう今12月、4月か5月かも分からないわけでしょう。そんな乱暴な。まだまだ理解が深まっていらないと言っているのに、答弁としては来年度の早い段階です。

この中で私は聞いていますよね、全国に小中学校は幾つありますか。小学校1万9,526校、中学校1万143校、これから教育委員会が目指そうとする義務教育学校は126校です。この数字のギャップ、それは国はこれは理想の今後の学校だと言っているかもしれないのですが、そこに向かっていくにはなかなか勇気が要るのですよ、義務教育学校は。そうでなかったら、もっと増えていなければおかしいでしょう。126校しかないのです。道内で何校かと言ったら、これは答弁のままです。私も調べましたけれども、道内で小学校は1,000校あって、中学校が586校あって、義務教育学校は何と11校しかないのです。そんな簡単なものではないのです。それなのに来年の早い段階で方向を示すと言っている。これは乱暴でしょう。そう思いませんか、来年の早い段階でその決定をしようとするのですか。教育長、どうぞ。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時14分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 義務教育学校の決定の時期ということですが、これは来年度の早い時期に決定をさせていただきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 10分間休憩をいただいたので、落ち着いてやりましょう。それで、小中一貫の関係で教育長はいろいろメリット、デメリットということで保護者の方からも質問をもらって、それで答弁をしているのですけれども、大きく言うと小学校1、2年生で英語が学べるとか、あるいは中1ギャップで中学校の不登校が減るとか、一人の校長で9年生の教育課程が進めやすいというお話をされていましたが、これがなかなかそれぞれ難しく、今後、つまり小1、2で英語が学べるということになってしまうと授業が詰め込まれていく可能性もあったりとか、つまりいいことがあれば、それに対して不安な点、懸念される点もたくさんあるということなのですけれども、それを一つ一つ言っていく時間がないのですけれども、例えば中1ギャップということになって、中学校というものがなくなったときに何が起るか、心配になるかといえば、小学校の5、6年生が今までは小学校の上級生としてリーダーとして頑張ろうというものがなくなっていくことだったりとか、あるいは中学校に行くということが不安だったりということが中1ギャップだと言うのですけれども、それがあえて中学校に向かってステップを踏んでいくといういい面もあるとは思っています。そういうのがなくなっていくということも、これは保護者にしてみれば小中一貫を進めていく上では不安、心配な点に私はなっていくだろうと思うわけです。

道内の義務教育学校11校の中も調べてみると、まずあまり一つの市町村で、11校しかないのですけれども、市町村で義務教育学校だけ1校というのはまずないのです。ほかの中学校、小学校があって、それにプラス義務教育学校があるというのが普通です。しかも、義務教育学校というのは道内では子供たちの数が30人とか123人とか、多くても150人もいないような義務教育学校です。ところが、今砂川は何を始めるかという、何百人なのです。もしも義務教育学校になっていくとすると、予想される年度で子供たちの数はどのぐらいになりますか。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今持ち合わせている資料ですと令和7年度で小中合わせて772人を推計しているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そうなのです。772人、都会の小中学校ならこんなのは軽くあるのです。1,000人規模の義務教育学校だってあるのですけれども、先ほど言った道内ではなかなか義務教育学校というのは難しい学校で、そう簡単にできるものではないのです。特にこのぐらいのまちでありながら、たった1校の学校にするということの大変さです。先ほどいろいろなデメリットもあるというのと併せて、これは第4回のまさに砂川の中で行われた小中学校の適正配置計画の検討委員会という中で、今の校長先生あるいは前の校長先生、いわゆる学校の先生のOBの方々がおっしゃっていることだったのですが、いい議論をしていたのです。小学校の先生と中学校の先生は、それぞれの意識や感覚がとても違っているので、相入れない部分があるとか。適性のある先生が集まればよいけれども、そういう先生を確保するのが難しいとか、統合時は今いる先生方が統合校の最初の先生になるとか。先生方もいろいろ義務教育学校の大変さというのをこの砂川の中でも議論されていたのです。ただ、10分間のこの会の休憩の後、一気に義務教育学校のほうに向かっていったという不思議な会議に私も同席していたのですけれども、とにかくいろいろな心配があるわけです、義務教育学校に。

来年の早い段階でも結論出すなんていうのは、とても無理です。これは、絶対しないほうがいいです。そればかりか、今後義務教育学校にしていくのだとするならば、しっかりときちんとした会を設けて、研究会ですよ、それを設けながら私はやるべきだと思いますけれども、そうではなく、来年の早い段階で義務教育学校にするかしないかという結論を出そうと思われているのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 今協議会的なお話もありましたけれども、小中一貫に進む上においてはこれは恐らく、今の統合の準備の部分もありますけれども、できれば年度内か年度明けぐらいには小中一貫の方向性を示すための、そういう仮称の準備委員会みたいなものは、もちろん学校の校長先生は全てそこに入って議論をいただくと、そういうことでは考えておりますので、教育委員会の事務局だけがそれを進めるということではなくて、今の基本計画も当初は何の予断も持たずに、どういう適正配置がいいですかというのを11団体にお伺いして、そこから積み上げてきていますので、少なくとも手順としてはきちんと話を伺って、そこで決めていきたいと思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 このぐらいの大きさの学校というか、当別町で今建設中の義務教育学校というのがあるのですけれども、これは先ほど言った令和7年度、次長がおっしゃった半分ぐらいの394人の規模なのですけれども、とうべつ学園、今建設中なのですけれども、何と総事業費が市長、幾らかかると思いませんか。分かりませんよね、60億円なのです。60億円の総事業費をもってして今当別町がやっているのですけれども、今当別町は年間

6, 500万かけてスクールバスを出しているのです。これは、大きなお金がかかる事業なのです。60億円、もちろんこれが全てその建物にかけているお金ではないです。はるかにそれより人数が多いですから、うちの学校はこんな額では済まないのです。私がぜひ市長に聞きたいのは、今のやり取り、大したやり取りはできなかったのです。もう時間がないのですけれども、少なくとも巨額のお金がかかるのです、これからもしこれをやっついこうとしたときに。市長は、この点について昨日の行政報告の中で、総合教育会議を11月20日に開いて、小規模、適正、この問題について意見交換を行ったと昨日報告されているので、当然この問題に関しては興味をきちんと持たれているし、情報も持っていると思うので、こういう状況の中でこれから大変なお金をかけて、もしかしたら砂川市の財政を潰すかもしれないぐらいの巨額な金額です。そこに向かって、しっかりともっと時間をかけて結論を出すべきだと私は思うのですけれども、市長はどうこの点に関しては考えていらっしゃるのか、ぜひご所見をお伺いします。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 教育委員会に関わる事項ですから、本来私が介入すべきものではないと思っております。財源の問題についても私が個人的に精査したわけではなくて、どういうものが含まれてお金がかかるかということも私は承知しておりません。今まさに教育長が住民の声のどこに落としどころがあるかを話をしながら決めている最中に、こうあるべきだと小黒議員の言うのも無理があると。それは、教育委員会がある程度方針を出したところで議会はチェック機能を発揮するべきもので、今の途中経過でそれはおかしいと言うのは、私は聞いていて違うのではないかと考えています。ただ、私は、教育行政、今教育委員会はまさに統合に向かっていっているときに、市長部局の長としてそれに対して介入する気はございません。ただ、財政的にお金がかかっても、必要なものだったら、お母さんたちが求めるものなら、それは対応すべきもので、その代わり学校を統廃合することによって経費も落ちると、または補助金が入ってくるものもあるだろうと。ですから、一概にその財源内訳も分からないうちから額の総額で言うのも私はおかしいだろうと。財源を見つけてくるのは私の仕事だと思っておりますし、今ここでそれを私に小黒さんが振るのは、今やり取りを聞いていましたけれども、教育委員会は結論をどう出そうかとお母さんたちの話を聞いている最中です。そこに、それはおかしいとか、駄目だと言われても、ある程度方向が見えたところで議会がおかしいのではないかと言うのは分かるけれども、やり方のところで言うのは違うのではないかと私は考えています。

以上です。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 方向が決まっているこの段階だから、私は言っているのです。そういう説明会を今しているのですから、そして先ほどから言っているように、来年度の早い段階で決めたいと市長、言っているのですよ。この報告を聞いているのでしょうか。当然市長の

任期の間でこの問題が起こって、結論を出そうとする段階なのです。それを私は関係ないような話はしないでください。残念ながらあと3分しかないし、もう一個私は質問を残しているのですが、今後また近いうちにこの問題をやりたいと思います。残念ながら今これ以上続けられないので、自分の宿題にしたいと思っています。

次に、トレーニングルームの話なのですけれども、ただ単純にこの前にあったトレーニングルームとは違うという考えでいいのでしょうか。例えば機材が置いてあって、ただそこに行ってやるというのではなく、もう少し違う形のトレーニングルームができると考えてよろしいのですか。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 現段階の想定ということでお話をしたいと思いますが、今考えている構想としては、トレーニング機器、前は筋力アップ中心のものでございましたけれども、健康増進や生活習慣病予防のための一定程度のトレーニングもできるような、アスリートだけが使うような、そういう機器だけではなくて、広く使えるような機器を配置できればと今考えているところです。それと、置きっ放しでそのまま使ってくださいということではなくて、定期的な事業を組んで、人を配置した中で指導できるような、そういうことができないのかということも今頭の中にありまして、まだ詳細は詰まっておりますが、前に平成19年度までであったあのような形とは、あれは筋力トレーニングの競技用ということが中心でしたけれども、そのようにならないような広く使っていただけるような形と適切な指導ができるような体制、そのようなことを今考えている段階でございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 あえて今回これを取り上げたのは、来年度の予算に計上されるようなことはあるのですか、ないのですか。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 それらも含めて早期に、1回目のお答えで第7期総合計画の早い段階でというお話をさせていただきましたので、来年度、令和3年度は初年度でございますけれども、早い段階というのが3年度なのか、もう少し検討を要して4年度なのかという部分がございますけれども、できるだけ早い段階に予算を計上したいという段階で今考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 来年度ということになってしまうと、もしも3月に出てくると賛成か反対かしかなくなってしまいますので、それを聞いたのですけれども、そこはまだはっきり言える段階では残念ながらないのですか、もう一回答えてください。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 実施時期も含めて内容もまだ詰めている最中でございますので、

ここではっきり申し上げる段階ではございませんけれども、できるだけ早い段階の予算計上を目指していきたいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は市長もずっと今まで言っているのですけれども、まちの中心部に駅前開発というのがあって、これはトレーニングルームではなくてフィットネスクラブというのか、トレーニングをやるようなものが欲しいという要望が結構あったりして、まさにこんな要望がいっぱいあって、人気があるような、しかもただ機械だけが置いてあるのではなくて、何かをやりたい。誰か指導するような人がいるのだらうと思うのですけれども、そういうのだったらまさに駅前開発の核としてもいいのではないかと私は実は思っているのです。そして、みんな勤め帰りにでも汗を流してやるなんていったら、にぎわいもできるのではないかと思うのですけれども、教育委員会がそういうことを、駅前であらゆる体育事業をやってはならないというような何か決まりというのがあるのですか。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まちなかに出て何か事業をするということができないということはないと思います。例えば保健福祉部で農協の2階でやっているいきいきシニアプログラム、ああいったところにも、もしかしたら指導できる人を派遣することも連携をしながらできるというのも想定はされますので、特に体育館から出ては駄目という、そういうものはございません。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 だとするならば、しかも来年の予算でもしも上がってこないのだとするならば、ぜひその辺のところも総務部といろいろ話し合ってくださいながら、せっかくのいい事業をまちの活性化のためにも生かしていただきたいと私は思っているのですけれども、そのようなお考えがあるのかないか最後にお伺いして終わりたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、トレーニングルームの設置ということにつきましては、トレーニングルームを使った後にアリーナを使う、またはシャワーを使うといったような、そういう流れが一番望ましいとも言われておりますので、総合体育館の中に設置をしてみたいとは考えておりますけれども、保健部局と連携した何かインストラクターが配置されてできるものというものも一定程度想定しながら、併せて事業を進めていきたいと考えております。

◎延会宣告

○副議長 増山裕司君 本日はこれで延会とします。

延会 午後 3時33分